

# 令和 6 年度におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組

---

令和 6 年 1 1 月 2 0 日 (水)  
法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室



# 1 法施行月（6月）における取組

## ● 小泉龍司元法務大臣によるヘイトスピーチ解消に向けたメッセージを発信

### 【令和6年6月4日（火）法務大臣閣議後記者会見概要】

（略）ヘイトスピーチの解消に向けた取組について申し上げたいと思います。

この6月というのは、ヘイトスピーチといくつか関わり合いがあります。

まず、平成28年6月3日に、いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行されて、ちょうど8年が経過いたしました。

また、毎年6月18日は、国連により「ヘイトスピーチと闘う国際デー」とされています。

こうした点を踏まえて、法務省の人権擁護機関においては、ヘイトスピーチに対する社会的な関心が高まる毎年6月に「ヘイトスピーチ、許さない」をキャッチコピーとしたポスターの掲示や啓発冊子の配布、インターネットバナー広告の実施等、ヘイトスピーチに焦点を当てた様々な啓発活動を集中的に実施しているところです。

ヘイトスピーチを許さない社会環境を醸成するため、報道機関の皆様もぜひ周知・広報に御協力いただければというふうに思います。（略）

出典：法務省ホームページ ([https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08\\_00518.html](https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00518.html))

## ● 国民のヘイトスピーチに対する更なる理解を促すため、インターネット広告（Yahoo!ディスプレイ広告・X広告・YouTube広告）を実施

配信期間：令和6年6月1日（土）から12月20日（金）までを予定

（バナー広告の例）



【全世代向け広告】



【未成年者向け広告】

# 1 法施行月（6月）における取組

## ● 政府広報ラジオへの出演

内閣府の政府広報オンラインが提供しているラジオ番組に人権擁護局職員が出演し、法務省の人権擁護機関におけるヘイトスピーチをなくすための取組や外国人の人権相談について紹介

### 【番組情報】

番組名：杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより

出演者：法務省人権擁護局人権擁護推進室長【法務省側】

杉浦太陽さん、村上佳菜子さん【番組側】

テーマ：ヘイトスピーチ、許さない。違いを認め尊重しよう！

放送等：6月16日（日）に全国38局ネットで放送

放送後、ラジオ番組の音声は政府広報オンラインホームページにおいて一定期間保存・公開されています。

公開先：<https://www.gov-online.go.jp/article/202406/radio-2016.html>

## ● 人権擁護局公式SNSを活用した情報の発信

ヘイトスピーチがあってはならないという意識を社会に醸成するため、法務省ホームページを活用して「ヘイトスピーチ解消法施行8年」と題するコラムを公開するとともに、人権擁護局公式SNSを活用してその情報を広く発信（6月4日投稿）

（法務省HP）

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05\\_00094.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00094.html)

法務省人権擁護局 @MOJ\_JINKEN · 8分  
【#ヘイトスピーチ解消 コラム】  
今回のテーマは、「ヘイトスピーチ解消法施行8年」です。  
ぜひ御覧ください。  
[moj.go.jp/JINKEN/jinken05\\_00094.html](https://moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00094.html)



1 3 2 60

法務省人権擁護局 (Human Rights Bureau, Ministry of Justice) 作成者: 田谷真嗣 · 9分 · 9  
【ヘイトスピーチ解消法施行8年】

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）、いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行されて8年が経過しました。

法務省の人権擁護機関では、同法の趣旨を踏まえ、「ヘイトスピーチ、許さない。」をキャッチコピーとして、様々な啓発活動に取り組んできました。また、国連においても、ヘイトスピーチと闘うための文化間、宗教間の対話を呼びかける決議を採択し、毎年6月18日を「ヘイトスピーチと闘う国際デー」と宣言しています。

しかし、ヘイトスピーチは依然として後を絶たず、近時は、その主な態様が街頭デモなどの示威行動から、選挙運動や政治活動の体裁を採るものやSNSや掲示板等のインターネット上での表現行為によるものに変化するなど、多様化しています。選挙運動や政治活動等の自由の保障は民主主義の根幹をなすものではありませんが、選挙運動や政治活動等として行われたからといって、直ちにその言動の違法性が否定されるものではありません。また、インターネット上の書き込みは、情報の拡散やアクセスが容易であるだけに、深刻な被害を招きかねません。

ヘイトスピーチを解消するためには、ヘイトスピーチが、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷付けたり、差別意識を生じさせるものであり、決して許されるものではないという意識が、広く深く社会に浸透することが重要です。

【人権擁護局公式SNSによる情報の発信】

# 1 法施行月（6月）における取組

- 啓発冊子「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」の一部改訂  
ヘイトスピーチがあってはならないという意識を社会に醸成するために人権擁護局が法務省ホームページを活用して発信している情報を紹介するため、項目を「3 情報発信」に変更

(法務省HP)

<https://www.moj.go.jp/content/001419527.pdf>



【啓発冊子】



- 法務局における取組

全国の法務局においては、ヘイトスピーチの解消に向けた取組を計画し、法施行月（6月）はもとより、年間を通じて、人権啓発活動の取組を実施。

各法務局における取組の一部について、法務省ホームページで紹介

(法務省HP)

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05\\_00098.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00098.html)

(神戸地方法務局の取組)



J R 元町駅東口駅前広場でのデジタルサイネージの放映

(札幌法務局の取組)



すすきのにある商業施設に設置されている大型街頭ビジョンでの放映

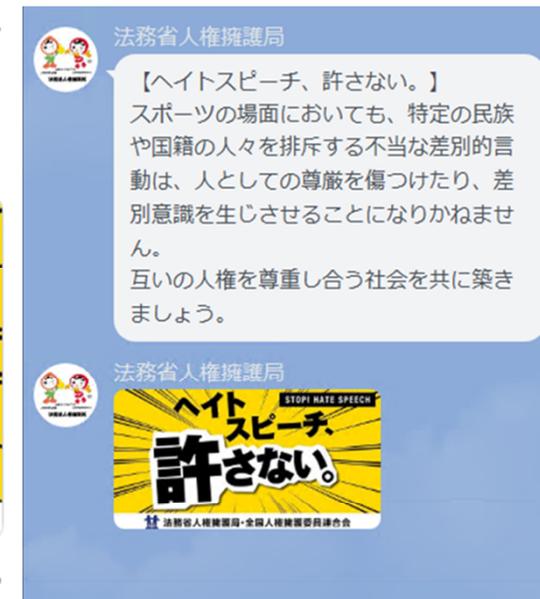
## 2 SNSを活用したヘイトスピーチ解消に関する情報の発信

- 令和5年度において、政府が講じた人権教育・啓発に関する施策のうち「ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動」に関する情報を重点的に公開するとともに、人権擁護局公式SNSを活用してその情報を広く発信（8月8日投稿）  
(法務省HP)  
[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05\\_00097.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00097.html)



- Screenshot of a tweet from the Ministry of Justice Human Rights Bureau (@MOJ\_JINKEN) dated August 28, 2023. The tweet is in Japanese and mentions the publication of a white paper titled 'White Paper on Human Rights Education and Enlightenment' (人権教育・啓発白書). The image shows the cover of the white paper, which features a red umbrella and the text '人権教育・啓発白書'.

- 本年8月、スポーツ大会等の場面において、インターネット上で差別的な投稿がされていることを踏まえ、不当な差別的言動は許されない旨の投稿を実施（8月26日投稿）

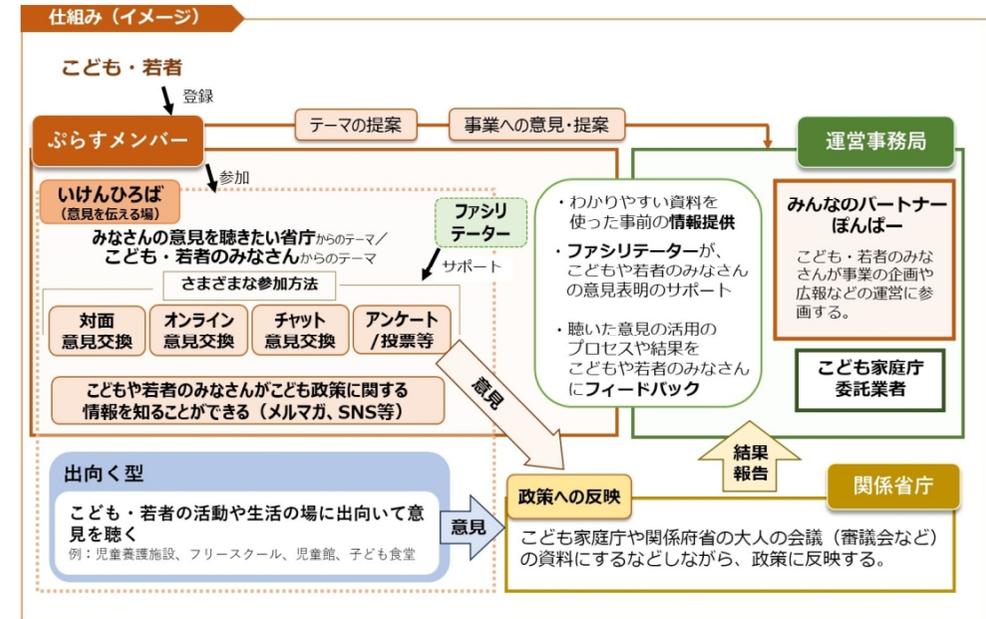


【人権擁護局公式SNSによる情報の発信】

### 3 「こども若者★いけんぷらす」の実施結果

#### ● 「こども若者★いけんぷらす」の概要

- 「こども若者★いけんぷらす」は、こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる取組
- 各省庁から提案のあったテーマやこども・若者が意見を伝えたいテーマについて意見を伝えることができる場として「いけんひろば」(対面・オンライン・Webアンケート等)を開催
- 小学1年生から20代の方であれば、誰でも参加可能



#### ● ヘイトスピーチ解消に関するいけんひろばの開催

出典：こども家庭庁ホームページ (<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/about>)

「みんなのアイデアでヘイトスピーチをなくそう！」をテーマとして、8月23日(オンライン)及び24日(対面)に開催し、17名の中高生が参加

**対面・オンライン形式**

**いけんひろば**  
**参加者募集のお知らせ**

応募しめきり 7月29日(月) 18:15

(16歳未満の方は保護者または責任ある大人の方と見てください)

■ テーマ ■  
みんなのアイデアでヘイトスピーチをなくそう!

**※募集対象**

□ ぶらすメンバーのうち中学生～高校生世代  
(オンライン：20名程度、対面：20名程度)  
※「高校生世代」とは15歳以上、令和6年度に18歳になる方を指します。

**※日にち・場所**

① オンライン  
日にち：8月23日(金) 17:30～19:30  
場所：オンライン(Webex)

② 対面  
日にち：8月24日(土) 14:00～16:00  
場所：こども家庭庁(東京都千代田区霞が関)  
※交通費や宿泊費については「交通費等のご案内」をご覧ください

**※応募する方法**

□ いけんひろば特設サイトから応募してください。

□ 応募者がたくさんいた場合は抽選で参加者を選びます。  
※年齢や地域バランス、参加回数等を見て調整することがあります。

□ 応募結果は8月2日(金)までご連絡します。

**※テーマについて**

みなさまは、「ヘイトスピーチ」という言葉を聞いたことがありますか？  
特定の国や地域の出身者やその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

街頭デモは少なくなっていますが、残念ながら、インターネット上ではヘイトスピーチは今も大きな問題になっています。

ヘイトスピーチは、人々を不安な気持ちや嫌な気持ちにさせるだけでなく、人の心を傷つけたり、他の人たちに「人を差別してもいい」という意識を植えつけてしまうことになりかねません。

違いを認め合い、不当な差別や偏見のない、すべての人たちが生き生きと暮らせる社会を作るためには、こうしたヘイトスピーチは許されません。

法務省では、ヘイトスピーチのない社会を実現するため、こうした他人を差別するような言葉などは許されないということを多くの人に知ってもらえるよう、様々な活動に取り組んでいます。みなさまには、どのような取組を行えばより多くの人にヘイトスピーチが許されないものであることを伝えられるかなどについてご意見やアイデアをお聞きしたいと考え、テーマを設定しました。

**※みなさんにききたいこと**

次の質問を対面またはオンラインでおききます。

- テーマ1 現在行っている取組について
  - 法務省が実施しているヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動(ポスター・啓発マンガ・啓発動画・SNS発信等)について、良い点・改善すべき点について教えてください。
- テーマ2 今後の取組について
  - インターネット上のヘイトスピーチを解消するために、今後、国・地方公共団体・国民は、それぞれどのような取組を行っていくことが必要だと思いますか。

安心して意見が言えるように、当日は4～6人のグループに分かれて、ファシリテーター(まごめ役)がみなさんから意見をききます。

**※意見の活用方法**

人権を守るための活動を行っている全国の法務局にお知らせするとともに、来年度以降に行う活動に反映します。  
また、今年度中に開催予定のヘイトスピーチ対策の会議の中でも、出席する地方公共団体(県や市)に伝え、意見交換を行います。

**※事前説明会**

□ 8月20日(火) 19:00～20:00に事前説明会(オンライン)を行います。  
※40～45分程度で終了する見込みです。質問がたくさんある場合を想定し、1時間の設定としています。

**※今後の予定**

□ 応募のしめきり : 7月29日(月) 18:15  
□ 応募結果のお知らせ : 8月2日(金)  
□ 事前説明会(オンライン) : 8月20日(火) 19:00～20:00  
□ いけんひろば(オンライン) : 8月23日(金) 17:30～19:30  
□ いけんひろば(対面) : 8月24日(土) 14:00～16:00

**※参加する人にとってほしいこと**

- ・みなさんの意見を国の今後の取組に反映するため、当日は写真や動画を撮影したり、みなさんの発言を記録したりします。
- ・みなさんからいただいた意見は、国の報告書や会議資料などに記載され、公開されることがあります。その際は、個人が特定されないよう編集を行います。
- ・以下のような場合には届までにお知らせください。
  - ・いけんひろば当日に途中で降りたくなった場合
  - ・いけんひろば参加後、いけんひろばで話したことのうち記録してほしくないこと、訂正したいことが出てきた場合
- ・参加するときは、こども家庭庁からお知らせすることや「いけんひろば」のルールを守ってください。

**お問い合わせ** 「こども若者★いけんぷらす」事務局  
jp\_toroku\_ikenplus@pwc.com

#### 【質問事項】

- ① ヘイトスピーチが行われる背景
- ② 現在行っている取組について良いと思う点・もっとこうの方が良いと思う点
- ③ ヘイトスピーチを解消するために、今後、国・地方公共団体は、それぞれどのような取組を行っていくことが必要だと思うか

出典：こども家庭庁ホームページ (<https://ikenplus.cfa.go.jp/announcements/ogjwp4mzcgwboqpx>)

# 4 今後の人権啓発活動の予定

## ● ヘイトスピーチ解消を目的とした屋外広告の実施

ライフ・イン・ハーモニー推進月間（毎年1月）※の機会を捉え、ヘイトスピーチがあってはならないという意識を社会に醸成するため、人権啓発動画を用いた屋外広告を全国20か所で実施予定

※ 法務省では、外国人との共生社会の実現に向けて、共生社会への関心や理解を深めることを目的に、令和6年から、毎年1月（1月1日から1月31日まで）を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定めています。

【広告媒体及び実施エリア一覧】

| No | 広告媒体           | 実施エリア    |                   | No | 広告媒体         | 実施エリア   |          |
|----|----------------|----------|-------------------|----|--------------|---------|----------|
| 1  | 札幌パルコビジョン      | 北海道札幌市   | 札幌・大通94丁目プラザ      | 11 | アゼリアビジョン     | 神奈川県川崎市 | 神奈川県川崎駅内 |
| 2  | HILOSHI        | 北海道札幌市   | 札幌・大通駅地下          | 12 | NAGY         | 愛知県名古屋市 | 名古屋駅太閤口  |
| 3  | LA-VISION仙台    | 宮城県仙台市   | LABI仙台壁面          | 13 | dipビジョン      | 大阪府大阪市  | 大阪・梅田駅周辺 |
| 4  | 310ビジョン        | 茨城県水戸市   | 水戸駅南口・COMBOX壁面    | 14 | 阪急BIGMAN     | 大阪府大阪市  | 大阪・梅田駅構内 |
| 5  | 大宮ビジョン         | 埼玉県さいたま市 | 大宮駅東口             | 15 | トンボリステーション   | 大阪府大阪市  | 大阪道頓堀    |
| 6  | 川口CASTY VISION | 埼玉県川口市   | 川口駅東口・キャストイ壁面     | 16 | 大阪アドビジョン     | 大阪府大阪市  | 大阪戎橋商店街  |
| 7  | アルタビジョン        | 東京都新宿区   | 新宿駅東口             | 17 | M-INTビジョン    | 兵庫県神戸市  | 神戸三ノ宮駅前  |
| 8  | フラッグスビジョン      | 東京都新宿区   | 新宿駅新南口            | 18 | NAVIA        | 広島県広島市  | 広島・紙屋町   |
| 9  | ユニカビジョン        | 東京都新宿区   | 新宿・Alpen TOKYO 壁面 | 19 | ソリアビジョン      | 福岡県福岡市  | 福岡・天神駅   |
| 10 | S-VISION       | 神奈川県横浜市  | 横浜そごうB1階          | 20 | あしびカンパニービジョン | 沖縄県那覇市  | 国際通り入り口  |

## 【放映動画】

スポット動画「ヘイトスピーチ、許さない。」（インターネット編）  
 (YouTube法務省チャンネル)  
<https://www.youtube.com/watch?v=luvCILJt76c>



特定の民族や国籍の人々への差別的な投稿を見たことはありませんか？



こうしたヘイトスピーチはあってはならないものです



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



**いけんひろば**  
**～みんなのアイデアでヘイトスピーチをなくそう！～**  
**報告資料**

令和6年8月23日（オンライン開催）

令和6年8月24日（対面開催）

**2024年度こども若者★いけんぷらす**

# 目次

## 1. 開催概要

## 2. 参加者の意見

- ヘイトスピーチが行われる背景について
- 法務省が現在行っている取組みについて
- 国・地方公共団体の今後の取組みについて

## 3. 参加者アンケート



# 1.開催概要

# 1. 開催概要

|       |   |
|-------|---|
| テーマ   | みんなのアイデアでヘイトスピーチをなくそう！  |
| 担当省庁  | 法務省   |
| 参加対象者 | ぷらすメンバーのうち、中学生～高校生世代  |
| テーマ説明 | <p>みなさまは、「ヘイトスピーチ」という言葉を聞いたことがありますか？</p> <p>特定の国や地域の出身者やその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。</p> <p>街頭デモは少なくなっていますが、残念ながら、インターネット上ではこのようなヘイトスピーチは今も大きな問題になっています。</p> <p>ヘイトスピーチは、人々を不安な気持ちや嫌な気持ちにさせるだけでなく、人の心を傷つけたり、他の人たちに「人を差別してもいい」という意識を植えつけてしまうことになりかねません。</p> <p>違いを認め合い、不当な差別や偏見のない、すべての人たちが生き生きと暮らせる社会を作るためには、こうしたヘイトスピーチは許されません。</p> <p>法務省では、ヘイトスピーチのない社会を実現するため、こうした他人を差別するような言葉などは許されないということを多くの人に分かってもらえるよう、様々な活動に取り組んでいます。みなさまには、どのような取組を行えばより多くの人にヘイトスピーチが許されないものであることを伝えられるかなどについてご意見やアイデアをお聴きしたいと考え、テーマを設定しました。</p> |

# 1. 開催概要

## オンライン回

|            |  |
|------------|--|
| 開催日時       | 令和6年8月23日（金）17:30～19:30  |
| 開催場所       | Webex  |
| 参加人数・グループ数 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 1班・・・中学生2名、高校生2名</li> <li>➤ 2班・・・中学生2名、高校生1名</li> </ul> |

## 対面回

|            |  |
|------------|--|
| 開催日時       | 令和6年8月24日（土）14:00～16:00  |
| 開催場所       | こども家庭庁   |
| 参加人数・グループ数 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 1班・・・中学生2名、高校生2名</li> <li>➤ 2班・・・中学生1名、高校生2名</li> <li>➤ 3班・・・高校生3名</li> </ul> |

## 2.参加者の意見

## ヘイトスピーチはなぜ行われると思いますか。

### 文化の違いへの理解不足



- 国によって文化は全く違うので、外国人の振る舞いが日本人にとって合わないと感じることがあると思う。
- 「この国の人は怖い」という思い込みによって嫌だと思ってしまうのかもしれない。
- 言語が通じず、相手の気持ちや優しい面が分からないことで、ヘイトスピーチが続いてしまうのではないか。
- なんとなく怪しいと思ったり、ある一人の〇〇人が何か悪いことをしたせいで〇〇人全体が悪いとみなされることがある。
- 「〇〇人はこう行動する傾向がある」という考え方が広まると、もともとそうは考えていなかった人も、広まっている考えに影響を受けてしまう。一人ひとりに目を向けないと差別につながってしまうと思う。
- ある文化を持つ人が少ない環境だといじめの対象になりやすいのだと思う。学校で友達が多い人は孤立しないことと同じ。
- 自分と違う少数派がいると不安と感じられてしまうと思う。同じような人がいっぱいいる方が安心するということは自分もわかる。



- 日本は外国人に対する経済的支援があまり手厚くないと思う。外国人が日本人にやさしくなるような仕組みをつくれれば、お互いを理解して支え合えるような関係性ができると思う。例えば、外国人が出身国の料理やファッションでイベントに出店など文化的な交流を行うのはありだと思う。
- 外国人が多い地域は、周りから隔離されている雰囲気がある。自分の地元にも外国人に対して偏見を持っている人はいた。一部の外国人が畑の作物を勝手に取ってしまったり、日本人とは違う行動をとってしまったりすることが原因なのかもしれない。外国人の悪い面ばかりに目を向けるのではなく、良い面にも目を向けるようにしないと、外国人に対する考え方は変わらないかなと思う。ヘイトスピーチの対象となるような人々は「こういうことを自分たちはやっているよ」と良い面を周りに共有することは大切だと思う。

### 歴史的な背景

- 人種差別の問題は、歴史的要因が大きいと思う。
- 特定の国に対する印象を、大切な人がその国から何かされた経験や、戦争が多いといったイメージだけで決めてしまっているのではないかと思う。



### 自分や組織を守るため

- 推測だが、ヘイトスピーチは特定の組織を批判するものが多い。ヘイトスピーチをする人は、自分が所属している組織を守るために、別の組織を攻撃してしまうのかなと思う。組織と組織の間には壁があり、攻撃しても自分の心に対するダメージは少ないと考えて攻撃してしまうと思う。
- ヘイトスピーチには自分の組織が傷つけられたことに対する報復的な意味があると思う。

## ヘイトスピーチはなぜ行われると思いますか。

### ヘイトスピーチをしやすい環境がある



- 相手が個性を持つ人間だと思わず、塊や概念として捉えてしまっているからということが多いと思う。SNSでは生身の人間が言葉を受け取ることが分かりづらいのでヘイトスピーチが多く行われている。
- 相手との物理的・心理的距離が遠いインターネットは、攻撃がしやすくなってしまっていると思った。
- 生身の演説などより情報発信のハードルが低いため発信されやすく、ヘイトスピーチを受ける人が拡大している。

- ヘイトスピーチ解消法はいじめ防止対策推進法と同じで、骨抜きで内容がなっていない。ヘイトスピーチをした人に対する罰則がない。



### ヘイトスピーチをしている自覚がない

- ヘイトスピーチをする人は「ヘイトスピーチをしている」とは思っていないで、「意見」として相手にぶつけてしまっていると思う。
- ヘイトスピーチを行う人は「自分が考える正しさをなぜ理解してもらえないのか」というように、自分の行動や発言が正しいと信じていると思う。客観的に自分たちのことを見れば、ヘイトスピーチをしなくなると思う。

### ヘイトスピーチに関する教育の不足

- ヘイトスピーチがいけないことだということが広まっていないことが原因だと思う。学校でもヘイトスピーチに関するパンフレットなどは見たことがない。
- 地理の授業で、北方領土や竹島、尖閣諸島が他国に占領されているか、されかけていると学んだが、それが外国人に対する偏見を生んでいるのかなと思う。他国の政府が占領をしているからといって、その国の全員が悪いわけではない。政府と国民は分けて考えよう、ということを生徒にもっと伝えたいと思う。



ヘイトスピーチが行われる背景を踏まえて、法務省が実施しているヘイトスピーチ解消に向けた啓発活動について  
良いと思う点・もっとこうしたほうが良いと思う点を教えてください

## 活動全般に関して

- 啓発活動では「許さない」とあるように、あえて語気を強めていると思うが、第三者である自分から見たら「許されていない」という言い方は怖い。ヘイトスピーチも啓発活動も「自分には関係ない、関わりたいくない」と感じてしまうと思う。
- こどもがヘイトスピーチをダメと言うことで、ヘイトスピーチを行っている人はヘイトスピーチをやめるのではないかと思った。

- 専門用語は使わないでほしい。ヘイトスピーチもある意味専門用語である。「差別」などわかりやすい言葉を使った方が良いと思う。
- 対象によって、わかりやすい資料や目に留まる場所が違うので、小学生、中学生、高校生、大人向けなどのように対象を分けて資料を作成し、学校や市役所などの人が集まる場所に置くと良い。
- 有名なキャラクターを文書に使うと目を引くと思う。
- 費用対効果を考えると難しいかもしれないが、地方での取組が不十分だと思う。



## 啓発マンガ「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」について

### 内容

- ヘイトスピーチを理解していない人に向けて「ヘイトスピーチは良くない」という意識づけに特化する場合は良い資料だと思う。
- ヘイトスピーチの具体例が書いてあるから、ヘイトスピーチがどんなものか分かった。
- 歴史的背景について詳しく書いてあったら良い。歴史的背景の説明がないと、なぜヘイトスピーチが行われるようになったかが分からないと思う。



### 手に取りやすさ

- 文章でなく絵やキャラクターを使ってマンガ形式でまとめると、「見てみよう」という気持ちになる。若い人にも読みやすい。
- 字が難しく、小学生向きではない。
- いきなり説明もなく「人権擁護委員」という言葉が出てくるが、何のことがわかりづらい。ヘイトスピーチがなにか分からない人には無視されてしまいそう。

### 配る場所

- 学校でヘイトスピーチについて勉強した後に、このマンガを配布したら「授業で習った」ということで読むかもしれない。
- キャラクターやタレントとコラボしたり、ひねりのあるポスターにしたりするとバズる可能性がある。

### 絵柄

- 表紙が怖い印象で手に取りづらい。
- 絵柄は若者がよくみるようなやわらかいテイストが良いと思う。



ヘイトスピーチが行われる背景を踏まえて、法務省が実施しているヘイトスピーチ解消に向けた啓発活動について  
良いと思う点・もっとこうしたほうが良いと思う点を教えてください

## ポスターについて

### キャッチコピー

- 「そもそもヘイトスピーチとは何？」と思う人が多いと思う。ヘイトスピーチの説明もポスターに含めないと伝わりづらいと思う。
- ヘイトスピーチを行っている人に自分のことを客観視してもらうためには、「許さない」という言い方より、「許されない」という言いの方が良いと思う。
- ヘイトスピーチをしている人たちは、何らかの形で外国人から嫌な目に合わされたのだと思う。「憎しみは憎しみでは癒されない」というような言葉をポスターなどで書けば、「そうだな」と思いヘイトスピーチをすることを思いとどまれるかもしれない。



- ヘイトスピーチがあることを前提にしているので、見た人がヘイトスピーチをしていると決めつけているように見える。
- 「ヘイトスピーチをしてはだめ」ということはヘイトスピーチをしている人も分かっていると思うので、より具体的にヘイトスピーチをされたことによる体験を記載したほうが良いと思う。
- ポスターは見た人に問いかけるような、気づかせてくれるような工夫をすると「自分もヘイトスピーチをしているかも」と見た人に感じさせられて良いと思う。
- 裏をかいて、「日本人出ていけ！」と書くと目にとまると思う。「自分たちがやられたらどう思う？」と問いかけると良い。
- 「ヘイトスピーチってなに？」というキャッチコピーにして、詳しくは二次元バーコードを読み込んでもらうのがいい。



### 貼る場所

- 自治体などにポスターを掲示してもらわないと普及しない。
- 鉄道会社と協力して電車内にポスターを貼れば、暇な時に車内を見る人の目にとまって良いかもしれない。
- ポスターを貼りすぎると見慣れてしまいあまり目を向けられなくなるような気がする。
- 利用者の年齢層が幅広い図書館に設置するのが良い。
- 図書館にヘイトスピーチに関するポスターが貼ってあったら少し怖いと思う。図書館の落ち着いた環境を求めているのに、平和な生活が少し脅かされているような気持ちになる。



### デザイン

- ポスターは、一目見て「はっ」となる直感的に伝わりやすいデザインだと思った。
- 広報物に人物をもっと登場させた方が良い気がする。
- 広告がワンパターンなので、ヘイトスピーチという言葉を変えたり、見せ方にバリエーションを持たせたりした方が効果的。



### その他

- ポスターのアイデアを募集したら面白いかもしれない。



ヘイトスピーチが行われる背景を踏まえて、法務省が実施しているヘイトスピーチ解消に向けた啓発活動について  
良いと思う点・もっとこうしたほうが良いと思う点を教えてください

## インターネット上での啓発活動（インターネット広告）



### 周知方法

- インターネットは自分が興味のあるコンテンツや広告などしか出てこない仕組みになっているのでインターネットで広告などを載せても、**もともと興味を持っていないと出てこない**と思う。
- **多くの人に広めるには最適な方法**だと思う。ただ、こども世代に広めるには、サッカースタジアムなどを活用すると良いかもしれない。学校でヘイトスピーチに関するチラシを配布することも良い。
- 高齢者はSNSを見ないので、SNS上では特に**若者に訴えかけるのが重要**だと思う。
- **実際のヘイトスピーチ**の状況が伝わる**画像や映像が流れてきたら見る**かもしれない。

### デザイン

- **黄と黒は注意喚起の色**として使われることが多いから、注意を引きやすいデザインになっていると思う。
- 軽めの動画やマンガで**具体例があると良い**。

### 内容

- 「ヘイトスピーチ」という言葉が前面に出すぎているように感じる。「生まれつき変えられないことに対して言及し、人を傷つけることはだめ」など、「**どういう人に対してどういうことをするのがだめ**」という**具体的な表現の方が解消につながる**と思う。
- 「**あなた**」という文字があると自分のことかもしれないと思って、**気になる**かもしれない。
- 駅でこのポスター（右下画像）を見たことがあり、とても記憶に残っている。外国のこどもたちが泣いている画像にするとより**自分ごととして捉えられる**と思う。自分が「ヘイトスピーチ、許さない」と言われている側の気持ちになるような文言もあると**良い**と思う。



## インターネット上での啓発活動（啓発動画）

- 啓発動画に難しい言葉が多く使われているので、**対象を分けて動画**を作成したほうが良いかもしれない。例えば、高齢者向けには動画の速度を遅くする、若い人向けにはおしゃれにするなど。
- **アニメーション形式の動画**にすれば印象に残る気がする。



ヘイトスピーチが行われる背景を踏まえて、ヘイトスピーチを解消するために、今後、国・地方公共団体は、それぞれどのような取組を行っていくことが必要だと思いますか

## 周知活動

### 学校教育の充実

- 学校に法務省の担当者に来てもらい、話してもらうのがいいのではないかな。
- 学校の授業で、歴史だけでなく、今の各国の状況を扱うのが良いと思う。今のことも学べたら考えが変わるのではないかな。
- 教育が大事だと思う。生徒は聞くだけでなく意見を出しあいアウトプットすることが大切だと思う。



### 啓発イベントの開催

- 原爆体験の語りのようにヘイトスピーチでも体験者の語りなどを行うと良いと思う。
- ヘイトスピーチについて気軽に学習や体験ができるイベントを定期的に開催する。
- 社会の教科書で南アフリカ共和国にアパルトヘイト博物館があると知った。入場後、ランダムに黒人と白人の扱われ方に分かれるという疑似体験ができるそうだ。そうした体験は効果があると思う。
- 国がパンフレットや講演会で正しい知識を伝えるようにする方が良い。信頼できる国の機関が誤った情報に対する警告や正しい知識をつけられるようにするのが良いと思う。
- ヘイトスピーチ防止に向けた標語コンテストを開催して、ヘイトスピーチについて考える機会を設けると良いと思う。

### インターネットの活用

- 人を対面で集める講演会は参加人数が限られてしまう。SNSを使えば多くの人が見られて良い。
- ヘイトスピーチをしている人から理解を得ることが必要だと思う。ヘイトスピーチの原因になっている内容ごとに解決策をインターネットに掲載していくと良いと思う。
- インターネットのプラットフォーム提供企業も正しい情報を伝えていく取り組みをしていく必要があると思う。



### 著名人の起用

- 有名人の中でも日本人以外の血が混じっている人のように、デモの標的になりやすい人がヘイトスピーチについて発信すると、日本人が発信するより影響力があるのではないかなと思う。
- ポケモンのような人気キャラクターとコラボしたり、YouTuberを起用したりすることで発信力を高め、興味を持ってもらうようにしたら良いかもしれない。

### その他

- 外国人を対象としたヘイトスピーチも含めて周知しているのであれば、全て日本語で書かれていることに違和感がある。外国語で併記すると、ヘイトスピーチを受けている人にも「解消しようとしてくれているんだ」と思ってもらえるようになると思う。



ヘイトスピーチが行われる背景を踏まえて、ヘイトスピーチを解消するために、今後、国・地方公共団体は、それぞれどのような取組を行っていくことが必要だと思いますか

## 異文化交流の活性化

- 日本でヘイトスピーチの対象になっている人と日本人の交流が出来たら良い。相手を個性のある人だと認識できていない場合、**会ったり趣味を知ったり**することによって、ヘイトスピーチが減ると思う。
- 被害にあっている人たちと交流するような形で市民を巻き込むことが良いと思う。ヘイトスピーチを行っている団体がいる限りはすぐにヘイトスピーチはなくなるので、「**被害者の人たちがなぜヘイトを受けないといけないんだろう**」と市民に考えさせる動きがあると良い。
- **外国人と関わる機会を増やして話していけば**、ヘイトスピーチを減らせるのではないかな。
- お互いの**文化や歴史的な背景をよく知る**こと。
- 国民全員で話し合うのは難しいので、北方領土問題の話し合いのように、**互いの代表者が話し合い、その内容を国民に周知**する。
- 日本に来る外国人に**簡単な日本語を覚えてもらう**と良いと思う。日本人全員が外国の言語を覚えることは難しいし、少数が大勢に合わせることの方が楽だと思う。

## 罰則・取締りなどの強化

- いじめ防止対策推進法やヘイトスピーチ防止法は「やめましょう」としか言っておらず罰則規定がない。**罰則規定を設ける**必要がある。
- オープンソースで**暴言検知AI**というのが存在した。広辞苑をもとに学習させると、暴言を検知したときに「暴言です」と知らせてくれる。ヘイトスピーチのような暴言は無意識に出るので、本人に対して暴言を話しているということを感じさせることが大事だと思う。
- **法務省がヘイトスピーチを行っている団体にもっと話を聞くと良い**と思う。ヘイトスピーチを行っている団体は、このような倫理的な問題があっても訴えなくちゃいけないという使命感があると思うので、法務省がヘイトスピーチを行っている団体の話を聞くことで、市民に過激な方法で伝えることはなくなると思っている。
- ヘイトスピーチをするほどの人は何らかのトラブルを抱えて恨みを持っていると思われる。ヘイトスピーチを受ける側だけでなく、**ヘイトスピーチをしてしまう側にもトラブルを解決するための相談窓口などのサポート**があると良いと思う。

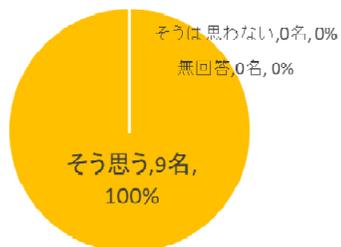


# 3. 参加者アンケート

### 3. 参加者アンケート（対面）

※一部を抜粋して掲載

「いけんひろば」に参加してよかったですか？



「そう思う」の理由(自由回答)

難しいテーマの中でそれぞれの意見が聞けて、自分がこれからどう世間と関わっていけばいいのか考えることができたから。

ヘイトスピーチについて詳しく知れたことが1番よかった！！

自分とは育った環境の違う人の意見を聞いて勉強になったから。

今日の「いけんひろば」では、自分が話したいと思ったことを言えましたか？



話したいと思ったことを言うのがむずかしかった理由や、言い足りなかったこと(自由回答)

とてもしっかりと自分の言いたいことをいえました。

そのほか、今日の「いけんひろば」についての感想を教えてください。

今日、このいけんひろばに来て良かったと思いました。様々な意見を聞くことができるのも良い点だと思います。

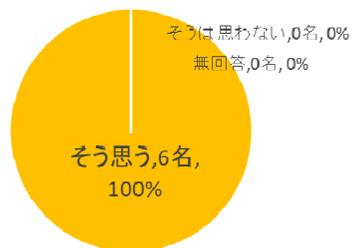
リラックスして話せたし、勉強になりました。ありがとうございました。

普段考えない内容を話すことはいい経験になるし知識も増えて楽しかったです！！

### 3. 参加者アンケート（オンライン）

※一部を抜粋して掲載

「いけんひろば」に参加してよかったですか？



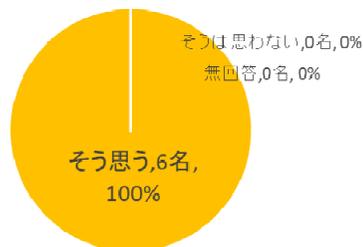
「そう思う」の理由(自由回答)

沢山の視点からの意見を理解することができて、とてもいい話し合いだったなと思った。日本で起きていることを把握する、という点でもいい機会だったなと感じました。

すごく勉強になったから

自分の意見が政治に生かされるなんてとても貴重な機会だし、他の人の意見もオリジナルで参考になりました！

今日の「いけんひろば」では、自分が話したいと思ったことを言えましたか？



話したいと思ったことを言うのがむずかしかった理由や、言い足りなかったこと(自由回答)

特にありません。

そのほか、今日の「いけんひろば」についての感想を教えてください。

いけん"ひろば"という言葉がぴったりの話しやすい環境でした！

また参加したいと思えるような交流会だったので、また参加したいです。

初めての話し合いで、少し緊張していたが、話していると徐々に緊張がなくなり、題材に集中できた。

# 「人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しの進め方について

## 1. 前提

### (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)

- ・ 議員立法として国会に提出され、平成12年11月29日に可決成立し、同年12月6日に公布・施行された。
- ・ 基本理念や国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、人権教育・啓発に関する基本計画の策定や年次報告等の所要の措置を定めている。
- ・ 基本計画の策定(第7条)  
国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。



平成14年3月15日、**人権教育・啓発に関する基本計画**(以下「基本計画」という。)を閣議決定により策定(平成23年4月1日一部変更)

### (2) 基本計画

- ・ 国が人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、関係府省庁の意見を踏まえつつ策定したもの。
- ・ 基本計画は、人権教育・啓発の現状、人権教育・啓発の基本的在り方及び人権教育・啓発の推進方策等から成り、人権教育・啓発の推進方策等の主な内容は、以下のとおり。
  - ①人権一般の普遍的視点からの取組
  - ②女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等の各人権課題に対する各府省庁の取組
  - ③人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等
  - ④計画の推進体制
- ・ 政府は、基本計画にのっとり、各種人権教育・啓発施策を推進。これまで基本計画の大幅な見直しはなされていない。

令和5年度に実施した「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究」有識者検討会(以下「検討会」という。)において、基本計画策定後の国内外における人権をめぐる状況が必ずしも反映されておらず、今後施策を推進していく際の指針として記載が十分でない箇所もあることから、**基本計画の見直しを行う必要がある**との結論を得た。

## 2. 基本計画の見直しの進め方について

### (1) 検討会における提言の概要

- ・ 基本計画の見直しに当たり、以下の5つの観点等を踏まえる必要がある。
  - ① **権利の享有主体であること**の認識を得ることのできる人権教育・啓発
  - ② **インターネット・SNSの普及**に伴う人権侵害の態様の変化とそれに対応した人権教育・啓発
  - ③ 「**ビジネスと人権**」の議論の高まりを受けた人権教育・啓発
  - ④ 地域の実情を踏まえた人権教育・啓発
  - ⑤ 国際的潮流の動向を踏まえた人権教育・啓発
- ・ 人権侵害を受けやすい人々をグループ化して施策を推進する手法は、基本的に維持すべき。もっとも、**限られた人員・予算で効果的な啓発活動を行うため**、①個別法制定の有無、②国民の関心の程度等を踏まえ、**必要に応じて整理**を行うべき。
- ・ 基本計画見直しの際に個別に検討すべき人権課題について、「子ども」「女性」「障害者」等、所管府省庁において、有識者検討会や当事者・関係者のヒアリング等を経て策定されている総合的な施策の計画等を尊重し、それらを基本計画に取り入れるべき。計画等が現状存在しない「**部落差別(同和問題)**」、「**ハンセン病患者・元患者等**」、「**ヘイトスピーチ**」については、**教育・啓発の方向性を具体的に検討し**、基本計画に記載する必要あり。

### (2) 検討体制

- ・ 「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」において検討する。
- ・ 本連絡会議の下に設置された幹事会において、有識者、当事者及び関係団体からのヒアリングを実施する。
- ・ 検討会における提言を踏まえ、幹事会においては、「**部落差別(同和問題)**」、「**ハンセン病患者・元患者等**」、「**ヘイトスピーチ**」について、ヒアリングを行うこととする。その他ヒアリングに関する事項は幹事会において決定する。

# 「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究」有識者検討会報告書【概要】

## I 目的及び実施体制

### 1 目的

大きく様変わりした我が国の人権状況を踏まえ、効果的な取組の推進や新たな人権課題への適切な対応を行うため、**今後の人権教育・啓発の基本的な在り方等について検討し、一定の方向性を示す**

### 2 実施体制

(公財)人権教育啓発推進センターへの調査研究委託により**有識者検討会を設置**。R5.11～R6.2に合計5回の会議を開催して検討し、R6.2に報告書提出

## II 人権教育・啓発に関する経緯と現状

- ・人権教育・啓発に関しては、「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**」(平成12年法律第147号、H12.12.6公布・施行、以下「法」という。)において、理念や国・地方公共団体の責務等が定められている
- ・政府は、法第7条に基づく「**人権教育・啓発に関する基本計画**」(H14.3.15閣議決定、H23.4.1一部変更、以下「基本計画」という。)にのっとり、各種人権教育・啓発施策を推進。これまで基本計画の大幅な見直しはなされていない
- ・実施状況は、法第8条に基づき、**毎年国会に年次報告として提出**

## III 今後の人権教育・啓発の基本的な在り方

### 1 基本とすべき考え方

今後の人権教育・啓発施策を推進する上で、基本とすべき考え方を**5つの観点**から検討

#### (1) **権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権教育・啓発**

各人に保障された権利内容、国家による権利侵害の可能性、私人間における権利衝突の調整の必要性、権利を守る方法を正しく理解し、**全ての人々が権利の享有主体であることを認識した上で行動することができるようにすることが必要**

#### (2) **インターネット・SNSの普及に伴う人権侵害の態様の変化とそれに対応した人権教育・啓発**

全世代を対象に、**被害者になった場合の対応の周知**のほか、加害者にならないための「**責任ある情報発信**」という観点からの**教育・啓発**の推進が必要

#### (3) **「ビジネスと人権」の議論の高まりを受けた人権教育・啓発**

**人権尊重の責任を果たす各企業**が、「**人権とは何か**」ということへの認識が深められる**教育・啓発**の推進が必要

#### (4) **地域の実情を踏まえた人権教育・啓発**

各地方公共団体が各地域の課題を独自に把握し、施策を展開することが必要

#### (5) **国際的潮流の動向を踏まえた人権教育・啓発**

個別の人権課題にフォーカスしたものととどまらず、「人権」の普遍性を理解し、国際人権関係文書の趣旨を踏まえた**施策の推進**が必要

### 2 人権教育・啓発の推進のために採るべき方策

現行の基本計画は、**H14に策定された後の国内外の人権状況が必ずしも反映されておらず**、人権教育・啓発施策の指針として不十分

国内の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育・啓発をより一層推進するため、**基本計画の見直しを行う必要がある**との結論を得た

## IV 基本計画の見直しに関する提言

### 1 基本計画の見直しに当たっての観点について

人権教育・啓発施策の現状を分析し、検証結果に基づいて、前記5つの観点を盛り込んだ見直しを行うべき

前記5つの観点に加えて見直しの際に踏まえるべき観点は、以下のとおり

- 人権を取り巻く情勢に関する分析
- 生涯学習の視点の重要性
- 人権教育の現状に関する分析の在り方
- 人権教育・啓発と「**道徳**」
- 高等教育における人権教育
- 行政の中立性の確保
- 人権教育・啓発における「**個性の尊重**」
- 人権教育を実施する人材の確保と人権擁護委員との連携
- 政府関係機関職員等に対する研修の充実強化
- いわゆる「**複合差別**」の観点

### 2 基本計画における各人権課題について

- (1) 基本計画に掲げるべき人権課題を選定する際の考え方及び基準  
人権侵害を受けやすい人々をグループ化して施策を推進する手法は、基本的に維持すべき。もつとも、**限られた人員・予算で効果的な啓発活動を行うため**、①個別法制定の有無、②国民の関心の程度等を踏まえ、**必要に応じて整理**を行うべき
- (2) 新たに追加すべき人権課題の有無  
これまでに指摘を受けた個別の人権課題について議論
- (3) 課題横断的な問題の取扱い
  - 「**インターネット上の人権侵害**」の位置づけ→課題横断的な問題として検討
  - いわゆる「**ヘイトスピーチ**」の取扱い→H28に「**ヘイトスピーチ解消法**」成立  
社会的関心も高く、基本計画で言及すべき
- (4) 基本計画見直しの際に個別に検討すべき人権課題  
「**こども**」「**女性**」「**障害者**」等、策定済みの総合的な施策の計画等を尊重し、それらを基本計画に取り入れるべき。計画等が現状存在しない「**部落差別(同和問題)**」、「**ハンセン病患者・元患者等**」、「**ヘイトスピーチ**」については、**教育・啓発の方向性を具体的に検討し**、基本計画に記載する必要あり

### 3 基本計画の見直しについて

効果検証の必要性、他の計画等の整合性等から、定期的な見直しが望ましい

インターネット上の誹謗中傷をめぐる  
法的問題に関する有識者検討会

取りまとめ

令和4年5月

公益社団法人 商事法務研究会

インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会  
取りまとめ

目 次

|     |   |    |
|-----|---|----|
| 第 1 | はじめに .....  | 1  |
| 第 2 | 本検討会の開催状況 .....                                     | 3  |
| 第 3 | インターネット上の誹謗中傷の投稿等をめぐる法的諸問題の考え方 ..                   | 4  |
| 1   | インターネット上の投稿等の削除の判断基準 .....                          | 4  |
| (1) | インターネット上の投稿等の削除の法的根拠に関する諸問題 .....                   | 4  |
| ア   | 削除請求の法的根拠 .....                                     | 4  |
| イ   | 人格的利益に基づく差止請求権の成否 .....                             | 5  |
| ウ   | 損害賠償と差止めの要件の異同 .....                                | 5  |
| (2) | インターネット上の投稿等の削除の判断基準 .....                          | 6  |
| ア   | インターネット上の投稿等の削除に関する最高裁判例 .....                      | 6  |
| (ア) | 裁判例の状況 .....  | 6  |
| (イ) | 検索事業者の提供する検索結果以外の情報の削除にも平成 29 年判例の判断基準が適用されるか ..... | 7  |
| (ウ) | 平成 29 年判例に関するその他の論点 .....                           | 9  |
| a   | 「明らか」要件の解釈 .....                                    | 9  |
| b   | 平成 29 年判例の判断基準は本案訴訟の場合にも適用されるか .....                | 10 |
| イ   | 違法性及び差止請求の判断基準ないし判断方法 .....                         | 10 |
| (ア) | 名誉権 .....   | 10 |
| a   | 意義 .....  | 10 |
| b   | 不法行為法上の違法の判断基準 .....                                | 10 |
| c   | 削除に係る差止請求権の判断基準 .....                               | 11 |
| (a) | 基本的な考え方 .....                                       | 11 |
| (b) | 違法性阻却事由に関する立証責任の所在 .....                            | 13 |
| (c) | 相当性の法理 .....  | 14 |
| (イ) | 名誉感情 .....  | 19 |
| a   | 名誉感情の意義等 .....                                      | 19 |
| (a) | 意義 .....  | 19 |
| (b) | 名誉毀損との区別 .....                                      | 20 |
| b   | 不法行為法上の違法の判断基準 .....                                | 21 |
| c   | 削除に係る差止請求権の判断基準 .....                               | 23 |

|  |           |
|--|-----------|
| (㉞) プライバシー .....                                   | 25        |
| a 意義 .....   | 25        |
| b 不法行為法上の違法の判断基準 .....                             | 27        |
| c 削除に係る差止請求権の判断基準 .....                            | 27        |
| d 具体的な判断の在り方 .....                                 | 27        |
| (a) 表現の自由の考慮 .....                                 | 27        |
| (b) 公共性の有無 .....                                   | 27        |
| (c) 前科・前歴に関する事実 .....                              | 27        |
| (㉟) 私生活の平穏（平穏な生活を営む権利） .....                       | 33        |
| a 意義等 .....  | 33        |
| (a) 意義 .....                                       | 33        |
| (b) 私生活の平穏が機能する場面 .....                            | 34        |
| b 不法行為法上の違法の判断基準 .....                             | 35        |
| c 削除に係る差止請求権の判断基準 .....                            | 35        |
| (㊱) 肖像権 .....                                      | 35        |
| a 意義 .....   | 35        |
| b 不法行為法上の違法の判断基準 .....                             | 36        |
| c 削除に係る差止請求権の判断基準 .....                            | 38        |
| d 肖像権に関するその他の論点 .....                              | 38        |
| (㊲) 氏名権 .....                                      | 40        |
| a 意義 .....   | 40        |
| b 不法行為法上の違法の判断基準 .....                             | 41        |
| c 削除に係る差止請求権の判断基準 .....                            | 41        |
| d なりすまし行為との関係 .....                                | 41        |
| (㊳) その他の人格権又は人格的利益 .....                           | 41        |
| <b>2 SNS等における「なりすまし」 .....</b>                     | <b>42</b> |
| (1) 問題の所在 .....                                    | 42        |
| (2) 基本的な考え方 .....                                  | 42        |
| (3) なりすまし投稿による人格権の侵害(名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穏) ..... | 43        |
| (4) なりすまし手段による人格権の侵害（肖像権、氏名権） .....                | 44        |
| (5) いわゆる「アイデンティティ権」について .....                      | 45        |
| <b>3 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題 .....</b>           | <b>47</b> |
| (1) 対象者の同定や摘示された事実の認定に関し、どの範囲の情報を考慮することができるか ..... | 47        |
| ア 問題の所在 .....                                      | 47        |

|     |   |    |
|-----|---|----|
| イ   | 対象者の同定及び摘示事実の認定に関する基本的な考え方              | 47 |
| ウ   | 具体的な考え方                                 | 48 |
| (2) | まとめサイトをめぐる諸問題                           | 50 |
| ア   | 問題の所在                                   | 50 |
| イ   | 基本的な考え方                                 | 50 |
| ウ   | 権利侵害の有無の判断                              | 50 |
| (3) | 転載、リツイート、ハイパーリンク等による権利侵害                | 51 |
| ア   | 問題の所在                                   | 51 |
| イ   | 検討の視点                                   | 51 |
| ウ   | 転載                                      | 52 |
|     | (ア) 転載の性質                               | 52 |
|     | (イ) 権利侵害の判断の在り方                         | 53 |
|     | a 名誉毀損の場合                               | 53 |
|     | b プライバシー侵害の場合                           | 53 |
| エ   | リツイート、いいね                               | 53 |
|     | (ア) リツイート、いいねの性質                        | 53 |
|     | a リツイート                                 | 53 |
|     | b いいね                                   | 54 |
|     | (イ) 権利侵害の判断の在り方                         | 54 |
|     | a リツイート                                 | 55 |
|     | (a) 名誉毀損の場合                             | 55 |
|     | (b) プライバシー侵害の場合                         | 55 |
|     | b 「いいね」について                             | 55 |
|     | (a) Facebookの「いいね！」                     | 55 |
|     | (b) Twitterの「いいね」                       | 56 |
| オ   | ハイパーリンクの設定による権利侵害                       | 56 |
|     | (ア) ハイパーリンクの性質                          | 56 |
|     | (イ) 権利侵害の判断の在り方                         | 57 |
|     | a 名誉毀損の場合                               | 57 |
|     | b プライバシー侵害の場合                           | 58 |
| (4) | 基礎となる事実が明示されていない意見ないし論評の表明              | 58 |
| ア   | 問題の所在                                   | 58 |
| イ   | 意見ないし論評の表明による名誉毀損が認められるか                | 59 |
| ウ   | 基礎事実を欠く意見ないし論評の表明による名誉毀損の成立要件及び違法性の判断基準 | 61 |
| (5) | ハンドルネームを使用している者に対する権利侵害                 | 65 |

|   |    |
|---|----|
| <b>4 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿</b> .....           | 66 |
| (1) 問題の所在 .....                             | 66 |
| (2) 特定の者によって大量に誹謗中傷の投稿がされた場合 .....          | 66 |
| (3) 複数の者により全体として大量に誹謗中傷の投稿がされた場合 .....      | 67 |
| ア 名誉感情の侵害 .....                             | 67 |
| イ 私生活の平穩の侵害 .....                           | 70 |
| (4) 人格権の侵害が認められない場合の対処の在り方 .....            | 71 |
| <b>5 削除の範囲</b> .....                        | 72 |
| (1) 問題の所在 .....                             | 72 |
| (2) 基本的な考え方 .....                           | 72 |
| (3) 削除の範囲が特に問題となる事例 .....                   | 72 |
| ア アカウント自体の削除や電子掲示板のスレッド自体の削除等 .....         | 72 |
| イ まとめサイト .....                              | 74 |
| ウ 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿 .....                  | 74 |
| エ 複数の投稿の組み合わせにより人格権を侵害する内容となる場合の削除の範囲 ..... | 75 |
| <b>6 集団に対するヘイトスピーチ</b> .....                | 76 |
| (1) 問題の所在 .....                             | 76 |
| (2) 「ヘイトスピーチ」が個人に対して向けられている場合 .....         | 77 |
| ア 被侵害利益 .....                               | 77 |
| イ 人格権に基づく差止めによる削除の判断基準 .....                | 77 |
| (ア) 判断基準 .....                              | 77 |
| (イ) 人格権侵害の具体的な判断の在り方 .....                  | 77 |
| a 名誉感情の侵害 .....                             | 77 |
| b 私生活の平穩の侵害 .....                           | 78 |
| (3) 「ヘイトスピーチ」が集団等に対して向けられている場合 .....        | 79 |
| (4) 特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方 .....   | 80 |
| ア プロバイダ等による自主的な対応 .....                     | 80 |
| イ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」該当性の判断 .....          | 81 |
| <b>7 同和地区に関する識別情報の摘示</b> .....              | 83 |
| (1) 問題の所在 .....                             | 83 |
| (2) 特定の個人が同和地区の出身であると摘示する情報 .....           | 84 |
| ア 被侵害利益 .....                               | 84 |
| イ 人格権に基づく差止めによる削除の判断基準 .....                | 85 |
| (3) 特定の地域を同和地区であると摘示する情報 .....              | 85 |
| ア 特定の地域を同和地区であると摘示する情報に当たるかどうかの判断の在         |    |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| り方                                  | 85 |
| イ 人格権の侵害                            | 86 |
| (ア) プライバシー                          | 86 |
| (イ) 私生活の平穩                          | 87 |
| (4) 特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方 | 90 |
| ア プロバイダ等による自主的な対応                   | 90 |
| イ 約款等に基づく削除等の対応を採るのが相当ではない場合        | 90 |
| <b>8 その他の論点</b>                     | 91 |
| (1) ハード・ローとガイドラインや約款等の役割分担          | 91 |
| ア 問題の所在                             | 91 |
| イ 基本的な考え方                           | 91 |
| (ア) 特定の個人の権利侵害が認められる場合              | 92 |
| (イ) 特定の個人の権利侵害が認められない場合             | 92 |
| ウ 約款等による対応が期待される表現類型                | 93 |
| (ア) 基本的な考え方                         | 93 |
| a 特定の個人の権利を侵害するものであるか、その疑いの高いもの     | 93 |
| b 特定の個人の権利を侵害するものではないが「違法」なもの       | 93 |
| c 被害者に看過できない精神的苦痛を与えるもの             | 93 |
| (イ) 具体例                             | 93 |
| a 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿                | 93 |
| b 集団に対するヘイトスピーチ                     | 94 |
| c 識別情報の摘示                           | 94 |
| (ウ) 約款等の有効性                         | 95 |
| (2) 投稿を削除しないプロバイダ等の損害賠償責任について       | 95 |
| ア プロバイダ責任制限法が適用されるプロバイダ等の損害賠償責任について | 95 |
| (ア) 損害賠償責任の法的根拠                     | 95 |
| (イ) 成立要件                            | 96 |
| (ウ) 成立要件の判断の在り方                     | 96 |
| イ 検索事業者の検索結果の提供に関する損害賠償責任について       | 97 |
| (3) いわゆる「モニタリング」について                | 97 |

が公共の利害に関する事実にかかり、その目的が専ら公益を図るものである場合には、当該事実が真実であることの証明があれば、右行為には違法性がなく、また、真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実であると誤信したことについて相当の理由があるときは、右行為には故意又は過失がないと解すべく、これにより人格権としての個人の名誉の保護と表現の自由の保障との調和が図られているものであることは、当裁判所の判例とするところであり（昭和四一年（あ）第二四七二号同四四年六月二五日大法廷判決・刑集二三卷七号九七五頁、昭和三七年（オ）第八一五号同四一年六月二三日第一小法廷判決・民集二〇卷五号一一一八頁参照）、このことは、侵害行為の事前規制の許否を考察するに当たっても考慮を要するところといわなければならない。

(三) 次に、裁判所の行う出版物の頒布等の事前差止めは、いわゆる事前抑制として憲法二一条一項に違反しないか、について検討する。

(1) 表現行為に対する事前抑制は、新聞、雑誌その他の出版物や放送等の表現物がその自由市場に出る前に抑止してその内容を読者ないし聴視者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ、公の批判の機会を減少させるものであり、また、事前抑制たることの性質上、予測に基づくものとならざるをえないこと等から事後制裁の場合よりも広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、実際上の抑止的効果が事後制裁の場合より大きいと考えられるのであって、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法二一条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうるものといわなければならない。

出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるということができ、前示のような憲法二一条一項の趣旨（前記(二)参照）に照らし、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、かかる実体的要件を具備するときに限って、例外的に事前差止めが許されるものというべきであり、このように解しても上來說示にかかる憲法の趣旨に反するものとはいえない。

#### (1) 名誉感情

##### a 名誉感情の意義等

###### (a) 意義

名誉感情とは、人が自己自身の人格的価値について有する主観

的な評価である（最判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁）<sup>15</sup>。

最高裁判例においては、民法第723条の「名誉」には、名誉感情は含まれないものと解されており（前掲最判昭和45年12月18日）、表現行為の中には、社会的評価を低下させるものではなく、名誉感情を侵害するにとどまるものがあることが示されている（最判平成22年4月13日民集64巻3号758頁。以下「平成22年判例」という。）。

#### (b) 名誉毀損との区別

名誉毀損と名誉感情の侵害とは、前者が社会的名誉の侵害であり、後者が主観的名誉の侵害であるという被侵害利益の違いがある。

他方、具体的な事例において名誉毀損との区別がどのようになされるべきであるかは、見解の分かれる問題であり（後記3(4)イ参照）、精緻な理論の整理は将来的な検討課題である。もっとも、ここでは、次の2点を指摘することができる。

- i 裁判例においては、具体的な事実の摘示がない場合に、名誉感情の侵害が問題とされている傾向にある<sup>16</sup>。
- ii 名誉毀損は社会的名誉の侵害であることから、その読者に被害者が推知（同定）されるものであることが必要であるのに対し（最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁参照）、名誉感情の侵害は主観的名誉の侵害であることから、その読者に被害者が推知（同定）されるものであることは必要なく、客観的に被害者に向けられた言動でありさえすれば、名誉感情の侵害を認め得る（後記3(5)イも参照）。

#### 【参考】平成22年判例（抜粋）

本件書き込み<sup>17</sup>は、その文言からすると、本件スレッドにおける議論はまともなものであって、異常な行動をしているのはどのように判断しても被上告人であるとの意見ないし感想を、異常な行動をする者を「間違い」という表現を用いて表し、記述したものと解される。このような記述は、「間違い」といった侮辱的な表現を含むとはいえ、被上告人の人格的価値に関し、具体的事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、被上告人の名誉

<sup>15</sup> 名誉感情を人格の尊厳に由来する感情であるとする学説もある（四宮和夫『不法行為 事務管理・不当利得・不法行為 中巻』（青林書院、1983年）398頁。）。

<sup>16</sup> 平成22年判例のほか、一般社団法人セーフインターネット協会「権利侵害明白性ガイドライン」の裁判例要旨（<https://www.saferinternet.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/infringe-trial-summary.pdf>）に登載された裁判例を参照。

<sup>17</sup> 判決文によれば、「なにこのまともなスレ 間違いはどうみてもA学長」との投稿である。

感情を侵害するにとどまるものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない。

## b 不法行為法上の違法の判断基準

### (a) 判断基準

名誉感情は、人が人格的価値について有する主観的な評価であるため、本来、これが侵害されたかどうかには個人差が生じ得るものである。しかしながら、このように名誉感情の侵害が主観的に判断されると、同じ表現行為でも、その対象者によって権利侵害・違法性の有無が異なることとなり、こうした帰結は表現の自由に対する萎縮効果をもたらすおそれがある。そのため、名誉感情の侵害の有無については、客観的な判断が必要になる。

したがって、不法行為法上の違法な名誉感情の侵害の有無は、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められるかどうかにより判断すべきであると考えられる（平成22年判例も参照）。

### (b) 社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるかどうかの判断に関する裁判例の傾向

社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であるかどうかの判断に関し、裁判例における主要な考慮要素とその判断の傾向は、次のとおりである。

#### i 文言それ自体の侮辱性の程度

文言それ自体の侮辱性が強い場合には、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為に当たると判断される傾向にある<sup>18</sup>。

また、対象者に対して、その存在を否定する表現を用いるものについても、社会通念上許される限度を超えるものであると判断される傾向にある<sup>1920</sup>。

#### ii 根拠が示されていない単なる意見ないし感想

根拠が示されておらず、単なる意見ないし感想の域にとどまっている場合には、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為とはいえないと判断される傾向にある<sup>21</sup>。

<sup>18</sup> 東京地判令和元年11月7日 D1-Law29057940、東京地判令和元年10月30日 LEX/DB25582491、東京地判令和元年10月30日 D1-Law29056571など。

<sup>19</sup> 前掲東京地判令和元年11月7日、東京地判令和元年9月17日 D1-Law29056972、東京地判令和元年7月8日 D1-Law29057602など。

<sup>20</sup> なお、ある投稿が「死ぬ」「消えろ」といった対象者の存在を否定するような表現を用いている場合でも、文脈等を踏まえて解釈すると、対象者の存在を否定することを意味するものとはいえない場合がある（東京地判令和2年1月23日 D1-Law29058940）。

<sup>21</sup> 平成22年判例、東京地判令和元年9月26日 D1-Law29056847、前掲東京地判令和元年9月17日、東京地判令和元年8月21日 D1-Law29055895、東京地判

### iii 投稿に含まれている対象者を侮辱する文言の数

同一投稿内で侮辱的文言が重ねて用いられていることを理由に掲げて社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認める裁判例<sup>22</sup>、同一投稿内に侮辱的文言が1語しか用いられていないこと等を理由に掲げて社会通念上許される限度を超えた侮辱行為とはいえないとする裁判例がある<sup>23</sup>。

### iv 投稿数

投稿数が多いことや、投稿が繰り返されていることを理由に掲げて、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認めるものや<sup>24</sup>、これとは反対に、投稿が繰り返されていないことを考慮して、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為とは認められないとするものがある<sup>25</sup>。

この投稿数の考慮については、それが同一の投稿者によるものである場合に限り考慮することができるのか、それとも、複数の者による投稿の場合でも考慮することができるのかという問題が考えられるところ、この点についての裁判例の判断は分かれている状況にある<sup>26</sup>。

### v 投稿の経緯

誹謗中傷が重ねられていた中で侮辱的文言を含む投稿が短期間に立て続けに行われたことを理由に掲げて社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認めるもの<sup>27</sup>など、投稿の経緯

---

令和元年5月14日 D1-Law 29055793、東京地判令和2年3月27日 D1-Law 29059922、東京地判令和2年6月19日 D1-Law 29060339、東京地判令和2年6月9日 D1-Law 29060495、東京地判令和2年3月18日 D1-Law 29060010、東京地判令和2年3月17日 D1-Law 29060124。他方で、特段の根拠が示されていないことを社会通念上許される限度を超える侮辱であることを否定する事情としては扱っていないように読める裁判例もある（東京地判令和元年6月4日 D1-Law 29057224）。

<sup>22</sup> 東京地判令和2年1月23日 D1-Law 29058995。

<sup>23</sup> 平成22年判例、前掲東京地判令和元年9月26日、前掲東京地判令和元年8月21日、前掲東京地判令和2年6月19日、東京地判令和2年5月27日 LEX/DB 25584199。

<sup>24</sup> 東京地判令和2年9月25日 D1-Law 29061141、東京地判令和2年8月14日 D1-Law 29060793、東京地判令和元年12月2日 D1-Law 29058559、前掲東京地判令和2年1月23日。

<sup>25</sup> 東京地判令和2年6月24日 D1-Law 29060238、前掲東京地判令和2年6月19日。

<sup>26</sup> 同一の投稿者による投稿であることを認定した上でその投稿数を考慮するもの（前掲東京地判令和2年9月25日、前掲東京地判令和元年12月2日）、特に投稿主体の同一性に言及することなく投稿数を考慮するもの（前掲東京地判令和2年8月14日）、別の投稿者の投稿を考慮することには消極的なもの（東京地判令和2年6月10日 D1-Law 29060472）とが見られる。

<sup>27</sup> 前掲東京地判令和元年12月2日。

を考慮するものがある<sup>28</sup>。

vi **表現の具体性・意味内容の明確性**

表現に具体性がない場合や、意味が不明確である場合には、社会通念上許される限度を超えたものとはいえないと判断される傾向にある<sup>29</sup>。

c **削除に係る差止請求権の判断基準**

(a) **考え方の方向性**

名誉感情の侵害を理由とする差止めによるインターネット上の投稿の削除の判断基準については、前項 b (a) の不法行為法上の違法の判断基準を出発点とすべきであると考えられる。

その上で、この削除の判断基準を具体的にどのように考えるかについては、大きく、

A 不法行為法上の違法が認められることに加えて更に要件を課す

B 不法行為法上の違法が認められる場合と同様の基準で社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には削除が認められるものとする<sup>30</sup>

という 2 つの方向性が考えられる。

なお、いずれの方向性をとるにせよ、仮処分と本案訴訟とで、削除の実体的要件は異ならないと考えられる。

(b) **A の方向性について**

A の方向性は、いかなる表現行為が「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」に当たるかどうかは必ずしも明確ではないとの認識の下に、こうした中で社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められることから直ちに削除も認められるとした場合には、表現の自由の観点から問題があるとの考え方に基づくものである。

---

<sup>28</sup> 東京地判令和元年10月18日 D1-Law 29056566、東京地判令和元年6月26日 D1-Law 29057267、前掲東京地判令和元年6月4日。

<sup>29</sup> 前掲東京地判令和2年1月23日、前掲東京地判令和元年11月7日、前掲東京地判令和2年3月27日、東京地判令和2年3月12日 D1-Law 29059889、前掲東京地判令和2年6月24日、前掲東京地判令和2年6月9日。

<sup>30</sup> なお、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるかどうかは、口頭弁論終結時を基準に判断されるものであるところ、行為当時には社会通念上許される限度を超えるものとは評価できないものが、口頭弁論終結時においては社会通念上許される限度を超えるものであると評価される場合もあり得ると考えられる（当該行為後に誹謗中傷の投稿が繰り返しなされた場合や、社会事情が変化するなどした場合にこうしたことが起こり得るものと考えられる。）。

こうした考え方から、Aの方向性においては、削除に関し、不法行為法上の違法が認められる場合よりも厳格な要件を課すことが求められ、その具体的な要件としては、

A-1 削除を認めるに値するだけの社会通念上の強い侵害があることが必要である

A-2 社会通念上許される限度を超えるものかどうかの判断は不法行為法上の違法の場合と異なるものとした上で、削除の判断基準としては、これに加えて重大で回復困難な損害を被るものであることを要件とする

の2つの考え方があり得る。

もっとも、A-2に対しては、「重大で回復困難な損害」という要件は北方ジャーナル事件最高裁判決で用いられているものであるが、同判決においては紙媒体の出版物に関する事前抑制・事後規制という観点が同判決の議論全体を規定しているため、紙媒体の出版物の事前抑制の場合には事後的な回復が困難であるという要件が用いられているものであり、紙媒体の出版物の事前抑制ではない場合に、事後的な回復が困難だという要件を用いるのは、削除について損害賠償の場合よりも要件を加重する立場をとる場合であっても適当ではないとの指摘がなされている。

#### (c) Bの方向性について

Bの方向性は、従前の活字メディアの出版物の差止めに関する伝統的な考え方は、インターネット上の投稿の削除としての差止めには妥当しないとの考え方に基づくものである。

すなわち、活字メディアの出版物に関する伝統的な考え方においては、その出版物に関する損害賠償と差止めとでは、後者の方が萎縮効果を含む表現の自由に対する制約が大きいことから、差止めは損害賠償よりも厳格な要件が必要であるとされている。しかしながら、インターネット上の投稿については、書籍等全体の出版の差止めが行われる活字メディアの出版物の差止めと異なり、部分的な削除が可能な場合が多く、削除による経済的な負担も少ないことから、萎縮効果を含む表現の自由に対する影響の程度は活字メディアの出版物の差止めの場合とは大きく異なる。こうしたことから、活字メディアに関する伝統的な考え方をインターネット上の投稿の削除にそのまま用いるのは適当ではなく、削除を損害賠償より厳格な要件とするべきではないと考えるものである<sup>31</sup>。

---

<sup>31</sup> 本検討会においては、この考え方は、名誉感情の侵害の問題に限られるものではなく、インターネット上的人格権侵害一般に及ぶものであるとの指摘もなされた。

#### (d) 小括

本検討会においては、Bの方向性を支持する委員が多数であった。また、Aの方向性を提案する委員からも、「社会通念上許される限度」の内実が明確になり、この要件によって表現の自由と人格権との適切な比較衡量を行えるのであれば、Bの方向性で良いとの意見が示された。この点、公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為による名誉感情の侵害が問題となる場合には、こうした公共性の高い表現であることを「社会通念上許される限度を超える」かどうかを判断する上で十分に考慮すべきであると考えられる<sup>32</sup>。

AとBのいずれの方向性をとるべきか等については、「社会通念上許される限度」の内実が裁判例等により明確であるといえるかどうか、この判断を行う上で表現の自由と人格権とを適切に比較衡量することができるかどうかや、インターネット上の投稿の削除による表現の自由に対する制約の程度等を考慮する必要がある。

なお、いずれの方向性をとるにせよ、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められ、インターネット上に残存することで被害者に精神的苦痛を与えるものであって、表現の受け手の観点から見てもインターネット上に残す価値があるとはいえない投稿については、削除されるべきであると考えられる。

#### (ウ) プライバシー

##### a 意義

プライバシーの意義については、自己情報コントロール権説をはじめとして様々な見解が示されているところであるが、本検討会においては、伝統的なプライバシー概念である私生活をみだりに公開

---

<sup>32</sup> 本検討会における検討の過程で調査した範囲では、名誉感情の侵害に関して、このような公共性の高い表現であることをどのように考慮すべきかを明示した裁判例が乏しく、この点について裁判所の判断の傾向を示すには至らなかった。もっとも、東京地判令和3年8月18日 D1-Law29066009は、「政治家については、その政策や政治手法等に関して国民等からの批判や論評を避けることができず、むしろ、その言動に対する批判や論評は、民主政治の過程を正當に機能させるため必要不可欠な行為であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為があったかを判断するに当たっては、政治家という原告の属性を十分考慮する必要があるといふべきである。」とした上で、「本件投稿は、政治家である原告にとって、その受忍限度を逸脱したものといふことはできない」と判示しているところであり、参考になると考えられる。他方で、政治家等に向けられた表現行為であることから直ちに名誉感情の侵害が否定されることにはならないと考えられることにも留意が必要である（例えば、東京地判令和3年6月24日 D1-Law29065070は、厳密には名誉感情の侵害について判示したものではないが、市議会議員を務めていた原告に対して性的な表現が向けられた事例について、「本件投稿<3>、<4>のような性的な表現は、原告の公人としての活動に何ら関わるものではないから、それを理由として違法性が阻却されるような性質のものとはいえない」と判示している。）。

になる場合があり得る。この場合、削除をなし得るのはどちらの投稿なのか、あるいは両方とも削除することができるのかという問題がある。

この点については、被侵害利益の性質等を踏まえた個別具体的な検討が必要であり、今後の検討が待たれるところであるが、いずれにしても、前記の事例においては、後者の投稿には前科等に関する情報も黙示的に示されているということができると考えられ、そのような場合には、少なくとも後者の投稿を削除し得るものと考えられる。

## 6 集団に対するヘイトスピーチ

### (1) 問題の所在

#### ア 「ヘイトスピーチ」の多義性

いわゆる「ヘイトスピーチ」は、例えば、特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動（内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成29年10月）といった、一定の要素を備えた言動である。もっとも、「ヘイトスピーチ」とされるためにはこうした一定の要素を備えていることが必要であるとしてもなお、その要素としては様々なものがあり、多様な表現が「ヘイトスピーチ」となり得るものであることから、極めて多義的である<sup>109</sup>。

ヘイトスピーチ解消法の施行から約6年が経過し、同法の立法事実とされた「ヘイトスピーチ」に関するデモや街宣活動の件数は減少傾向にあるものの、依然として、インターネット上で「ヘイトスピーチ」が行われている現状にある。こうした中、インターネット上の「ヘイトスピーチ」による被害の救済を図る必要があるが、人格権に基づく差止めによる削除を考える上では、前記のとおり、「ヘイトスピーチ」が極めて多義的であることから、表現内容その他の個別具体的事情を踏まえた検討が必要となる。また、差止めによる削除をなすためには、特定の個人の権利・利益が侵害されていることが要件となることから、問題とされる「ヘイトスピーチ」によっていかなる権利・利益が侵害されるのかを特定しなければならない。

そこで、以下では、「ヘイトスピーチ」により侵害される権利・利益は何かということや、その侵害の具体的な判断の在り方等について整理を行う。

#### イ 集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」

---

<sup>109</sup> 「ヘイトスピーチ」に関する法律として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）がある。ヘイトスピーチ解消法は、第2条で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義を置くが、これは「ヘイトスピーチ」の定義ではない（もっとも、この「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するものは、通常、「ヘイトスピーチ」であるといつてよいと考えられる。）。

また、「ヘイトスピーチ」とされる表現は、人種や民族などの属性に着目してなされるという性質上、そうした属性を有する集団等に向けられた表現としてなされることが少なくない。こうした集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」については、これまで、特定の個人の権利・利益の侵害を観念し難く、対処が困難であるとの指摘がなされてきた。そこで、以下では、こうした集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」による被害の救済の在り方についても整理を行う。

## (2) 「ヘイトスピーチ」が個人に対して向けられている場合

### ア 被侵害利益

特定の個人に向けられた「ヘイトスピーチ」によって侵害され得る人格権としては、まずは、名誉権、名誉感情、私生活の平穩<sup>110</sup>が考えられる。

このほか、「ヘイトスピーチ」による侵害の対象となる権利・利益として、これまでに裁判実務で定着してきた人格権以外に、新たな権利・利益を観念することができるかについては、今後の検討が待たれるところである。

### イ 人格権に基づく差止めによる削除の判断基準

#### (7) 判断基準

名誉権、名誉感情、私生活の平穩に基づく差止めによる削除の一般的な判断基準は、前記第3の1(2)の各人格権の箇所で整理したとおりである。

#### (イ) 人格権侵害の具体的な判断の在り方

##### a 名誉感情の侵害

一般に「ヘイトスピーチ」とされる言動には、例えば、「～を殺せ」「～を海に投げ入れろ」「～はゴキブリだ」「～はこの町から出ていけ」「～は祖国へ帰れ」「～は強制送還すべき」などといった表現がある。こうした表現が、人種や国籍等の特定の集団の属性を理由として特定の個人に向けてなされている場合、名誉感情を侵害するものであるといえるかどうかについては、次のように考えることができる。

まず、「～を殺せ」「～を海に投げ入れろ」といった表現は、人の存在を否定し、自尊を害する言明であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であって、名誉感情を違法に侵害するものといえると考えられる（前記第3の1(2)(イ) b (b) i も参照）。

「～はこの町から出ていけ」「～は祖国へ帰れ」「～強制送還す

<sup>110</sup> なお、投稿内容によっては、生命、身体及び財産も問題となり得る。もっとも、生命、身体等の利益が問題となり得るインターネット上の投稿の多くは、その現実の侵害があるものではないことから、まずは私生活の平穩（前記第3の1(2)イ(x) a (a)の①の類型）の侵害が問題とされるものと考えられる。

べき」といった表現についても、その社会における構成員であることを否定するものであり、自尊を害する言明であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であって、名誉感情を違法に侵害するものといえると考えられる。

「～はゴキブリだ」などと差別的、軽蔑的な意味合いで昆虫や動物などに例える表現については、対象者を低位な存在であるとするものであり、自尊を害する言明であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であって、名誉感情の違法な侵害であるといえると考えられる。

#### b 私生活の平穩の侵害

差別を助長する、あるいは憎悪を増進する表現であって、名誉権や名誉感情の侵害が認められないものについては、私生活の平穩を被侵害利益とすることが考えられる。

まず、差別を助長し、あるいは憎悪を増進するインターネット上の投稿を閲読した第三者によって、生命・身体等への加害行為が行われる危険に着目する場合には、物理的な平穩（前記第3の1(2)イ(エ) a (a)の①）が問題となる。この法律構成は、第三者の行為による実害が現実が発生するよりも前の段階で私生活の平穩の侵害が生じていると捉えるものであるから、保護の場面前倒しされることになる。そのため、どのような場合に社会通念上受忍の限度を超える精神的苦痛を与えるものとして私生活の平穩の侵害を認めてよいかは慎重に検討する必要があると考えられるところ、少なくとも、一般の通常人を基準として、生命・身体等が侵害されるおそれがあると感じることが合理的であるといえることが必要であると考えられる。

他方で、差別を助長し、あるいは憎悪を増進するインターネット上の投稿が、被害者の主観的利益を直接に侵害するものであると見る場合には、精神的な平穩（前記第3の1(2)イ(エ) a (a)の②）が問題となる。この点については、

① インターネット上の誹謗中傷の問題が自尊の侵害であって、従来の典型的な名誉感情の問題とは質的に異なるのではないかという問題意識から、被侵害利益として私生活の平穩を付加するという考え方が近年増えている。しかし、自尊の侵害が、典型的な名誉感情の侵害とは質的に異なるとしても、これを私生活の平穩の問題として捉えるのが妥当かどうかには疑問があり、今後の検討が必要である。

という意見や、

② 人の主観的・感情的な利益については、これまで法的保護に値するものが類型化されてきたところであり、そのような中、「ヘイトスピーチ」について精神的な平穩類型の私生活の平穩により保護しようとすることは、保護範囲が不明確になるため適当

ではなく、名誉感情を適切に法律構成することにより対応する方がよい。

という慎重な意見も示されたところである。

精神的な平穏類型の私生活の平穏による保護の可能性については、このような観点も含め、今後の検討が待たれるところである。

### (3) 「ヘイトスピーチ」が集団等に対して向けられている場合

前項(2)のとおり、「～を殺せ」「～は祖国へ帰れ」などといった表現が、特定の集団の属性を理由として特定の個人に向けてなされている場合、名誉感情の侵害が認められると考えられる。

これに対し、こうした表現が、「～人を殺せ」「～人は祖国へ帰れ」などといった形で集団等に向けてなされた場合には、特定の個人の名誉感情への影響が抽象的なものとなるため、直ちにその侵害があるとはいえず、難しくなるものと考えられる。

もっとも、最判平成15年10月16日民集57巻9号1075頁が、「ほうれん草を中心とする所沢産の葉物野菜が全般的にダイオキシン類による高濃度の汚染状態にあり、その測定値は、K株式会社の調査結果によれば、1g当たり「0.64～3.80pgTEQ」であるとの事実」の摘示が、所沢市内において各種野菜を生産する農家の社会的評価を低下させるものであることを認めていることからすると、集団等に向けられた表現であっても、特定の個人に対する人格権の侵害は認められ得るものであると考えられる。

また、「ヘイトスピーチ」は、人種又は民族などの属性を理由として当該属性を有する者を社会から排除することや、これらの者に対する差別意識を助長し又は誘発するといった不当な目的で行われるものであって、当該属性を有する者に対して侮辱を加えるものや、差別の意識、憎悪等を誘発し若しくは助長するもの、あるいは、その生命、身体等に危害を加えるといった犯罪行為を扇動するようなものなどであるとされているから、こうした「ヘイトスピーチ」が向けられるのは、通常、差別を受けてきた社会的事実があるマイノリティであることをも踏まえると、当該属性を有する者に多大な精神的苦痛を与えるものである（ヘイトスピーチ解消法前文参照）のみならず、これらの者に実害が加えられる危険性の高いものであるといえる。そうすると、こうした「ヘイトスピーチ」が集団等に向けられており、特定の個人に対する人格権の影響がある程度抽象的であっても、実害が生じる高い危険性に鑑み、違法な人格権侵害を認めてよい場合があると考えられる。

以上からすれば、集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」については、その集団等の規模、構成員の特定の程度によっては、集団に属する特定個人の権利・利益が侵害されていると評価できる場合があると考えられ、具体的には、少なくとも「〇〇市●●地区の△△人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合には、名誉感

情等の人格権の侵害を認めることができると考えられる。

#### (4) 特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方 ア プロバイダ等による自主的な対応

特定の個人の権利・利益の侵害が認められないとしても、「ヘイトスピーチ」とされるインターネット上の投稿の中には、当該集団等に属する者がこれを閲覧した場合、その者に深刻な精神的苦痛を与えるものがあり、これを抑止する必要性が高いものであるといえる（最判令和4年2月15日DI-Law28300282も参照）。

特に、インターネット上の投稿には、高度の流通性や拡散性があるほか、投稿及びアクセスの容易性、情報の半永続性といった特性があり、その内容が多数の者の目にとまりやすく、差別の助長や憎悪の増進が生じやすい。

また、当該集団に属する者は、マイノリティであることが一般であり、対抗言論が機能しにくいほか、インターネットは公共的な事柄について冷静に討論する場でもあるところ、差別の助長や憎悪の増進があると、そのような場が失われてしまうということをも踏まえて対処することが求められる。

さらに、一般に利用されているプラットフォームサービスにおいて「ヘイトスピーチ」が野放しにされれば、対象とされたマイノリティは、そのサービスを安心して利用することができず、社会的な不利益を被ることとなる。そのため、一般に利用されているプラットフォームサービスに関しては、いかなる属性の者でも、当該サービスを平等に利用できるような配慮が求められるといえることができる<sup>111</sup>。

以上に鑑みると、前項(2)及び(3)で見た、特定の個人の権利・利益の侵害を理由とする差止めによる削除が困難とされる場合であっても、少なくともヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するとされる場合<sup>112</sup>には、「ヘイトスピーチ」による具体的な被害を予防するために、プロバイダ等は、これについて削除依頼や、法務省の人権擁護機関からの情報提供を受けた際には、ガイドラインや約款等に基づく自主的な対応を積極的に行うことが社会的

---

<sup>111</sup> この点については、反対の意見もあった。すなわち、例えば、SNSについても、特定の話題に重点を置く、一部のユーザーは参加しにくいような論争的な議論を許容する等は、SNS運営事業者の自由の範囲に含まれており、「どのような属性の人でも利用できるようにすることを確保する義務がある」とか「いかなる属性の者でも、サービスを平等に利用できるような配慮が求められる」とはいえない、というものである（もっとも、本検討会においては、ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する場合には、削除依頼等を受けたプロバイダ等が約款等に基づく自主的な対応を積極的に行うことが社会的に期待されるとの結論には異論はなかった。）。

<sup>112</sup> 本検討会においては、これに該当する場合には、（権利侵害があるかどうかという意味での違法ではないが）いわば公法上違法であると見ることができるとの意見も示された。

に期待される。

**【参考】前掲最判令和4年2月15日（抜粋）**

本件各規定は、拡散防止措置等を通じて、表現の自由を一定の範囲で制約するものといえるところ、その目的は、その文理等に照らし、条例ヘイトスピーチの抑止を図ることにあると解される。そして、条例ヘイトスピーチに該当する表現活動のうち、特定の個人を対象とする表現活動のように民事上又は刑事上の責任が発生し得るものについて、これを抑止する必要性が高いことはもとより、民族全体等の不特定かつ多数の人々を対象とする表現活動のように、直ちに上記責任が発生するとはいえないものについても、前記1(2)で説示したところに照らせば、人種又は民族に係る特定の属性を理由として特定人等を社会から排除すること等の不当な目的をもって公然と行われるものであって、その内容又は態様において、殊更に当該人種若しくは民族に属する者に対する差別の意識、憎悪等を誘発し若しくは助長するようなものであるか、又はその者の生命、身体等に危害を加えるといった犯罪行為を扇動するようなものであるといえるから、これを抑止する必要性が高いことには変わりはないというべきである。加えて、市内においては、実際に上記のような過激で悪質性の高い差別的言動を伴う街宣活動等が頻繁に行われていたことがうかがわれること等をも勘案すると、本件各規定の目的は合理的であり正当なものといえることができる。

**イ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」 該当性の判断**

**(7) 定義**

ヘイトスピーチ解消法は、その第2条に、次のとおり「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義規定を置いている。

**(定義)**

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。

同条は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは「本邦の

域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」であるとした上で、その典型例として、①（専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と）生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知するものと、②（専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と）著しく侮蔑するものの2つの例を規定したものと解される<sup>113</sup>。

#### (イ) 判断基準

ある投稿の内容が、ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかは、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえて、当該投稿の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきであると考えられる。

#### (ウ) 具体例

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるかどうかは、前項(イ)のとおり判断されるべきものであるから、個別具体的な事情を踏まえることなく、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に常に該当する特定の表現を示すことは困難である。

もっとも、典型的なものについては、具体的な事情をある程度捨象することができると考えられるため、以下、典型的な例を掲げる。

まず、ヘイトスピーチ解消法第2条が例示する「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」するものについては、例えば、対象者が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由に、「～人は殺せ」「～人を海に投げ入れろ」「～人の女をレイプしろ」などというものが該当し得ると考えられる。

次に、同条が例示する「著しく侮蔑する」ものについては、例えば、対象者が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由に、蔑称で呼んだり、差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例えるなどするものが該当し得ると考えられる。

また、「地域社会から排除することを煽動する」ものについては、例えば、対象者が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、「～人はこの町から出て行け」、「～人は祖国へ帰れ」、「～人は強制送還すべき」などというものが該当し得ると考えられる。さらに、災害時において、「～人が井戸に毒を入れた」などとい

---

<sup>113</sup> ヘイトスピーチ解消法第2条は、その対象を「本邦外出身者」、すなわち、「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」に対するものに限定している。しかしながら、同法が審議された衆・参法務委員会の附帯決議にあるとおり、同法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らせば、同条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、プロバイダ等が約款等に基づく削除等の措置を講ずる上では、こうしたヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえた柔軟な運用が求められる。

た投稿がなされることがあるが、こうした投稿が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由としてなされている場合、当該属性を有する者に対する差別意識や憎悪を誘発、助長するものであるから、「地域社会から排除することを扇動する」ものに該当し得ると考えられる。

## 7 同和地区に関する識別情報の摘示

### (1) 問題の所在

#### ア 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である<sup>114</sup>。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。また、昭和50年11月には、全国の同和地区の所在地等を掲載した「部落地名総監」と呼ばれる図書が高額で販売され、企業や興信所等で就職や結婚の際の身元調査等に使用されていたことが発覚して社会問題となり、国において回収等の措置が講じられるなどした<sup>115</sup>。

これらの取組の結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的基盤の整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されるとともに、「部落地名総監」は入手や閲覧が困難な状況となり、同和地区の所在は容易に知ることができない状況となったはずであった。

しかしながら、情報化の進展に伴い、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する情報（法務省の人権擁護機関では、これを「識別情報の摘示」と呼んでいる。）が投稿されるなどの事態に至った。このことをも踏まえ、部落差別の解消を目指し、平成28年12月、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）が施行された。

同法第6条に基づき法務省が実施した調査の結果を取りまとめた「部落差別の実態に係る調査結果報告書」によれば、一般国民に対する意識調査において、現在でも部落差別があると思うかとの質問に対し、

---

<sup>114</sup> 法務省「部落差別（同和問題）を解消しましょう」

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00127.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)

<sup>115</sup> 法務省の人権擁護機関は、昭和50年から平成元年までの間、人権侵犯事件として調査を行い、発行者、購入者等から、任意に合計663冊の部落地名総鑑の提出を受けて回収するなどした。

令和4年5月現在

## 「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」委員名簿

(敬称略、五十音順)

## 委員

|    |        |                   |
|----|--------|-------------------|
| 座長 | 穴戸 常寿  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
|    | 曾我部 真裕 | 京都大学大学院法学研究科教授    |
|    | 橋本 佳幸  | 京都大学大学院法学研究科教授    |
|    | 巻 美矢紀  | 上智大学大学院法学研究科教授    |
|    | 森 亮二   | 弁護士（第一東京弁護士会所属）   |
|    | 森田 宏樹  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |

## 関係省庁等

(法務省)

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 唐澤 英城  | 法務省人権擁護局参事官        |
| 日下部 祥史 | 法務省人権擁護局付          |
| 佐藤 しずほ | 法務省人権擁護局付          |
| 竹田 御眞木 | 法務省人権擁護局総務課人権擁護支援官 |

(総務省)

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 小川 久仁子 | 総務省総合通信基盤局電気通信事業部<br>消費者行政第二課長    |
| 池田 光翼  | 総務省総合通信基盤局電気通信事業部<br>消費者行政第二課課長補佐 |

(最高裁判所)

|       |                  |
|-------|------------------|
| 岩井 一真 | 最高裁判所事務総局民事局第一課長 |
| 池本 拓馬 | 最高裁判所事務総局民事局付    |

## 「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」開催状況

- 第1回 令和3年4月27日  
○論点整理
- 第2回 令和3年5月18日  
○論点整理
- 第3回 令和3年6月21日  
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方
- 第4回 令和3年7月21日  
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方
- 第5回 令和3年8月31日  
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方  
○論点2：SNS等における「なりすまし」
- 第6回 令和3年9月24日  
○論点2：SNS等における「なりすまし」  
○論点3：インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
- 第7回 令和3年10月18日  
○論点3：インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題  
○論点4：個別には違法性を肯定し難い大量の投稿  
○論点5：集団に対するヘイトスピーチ
- 第8回 令和3年11月24日  
○論点5：集団に対するヘイトスピーチ  
○論点6：識別情報の摘示
- 第9回 令和3年12月13日  
○論点7：その他  
○中間取りまとめ（案）
- 第10回 令和3年12月23日  
○中間取りまとめ（案）
- 第11回 令和4年3月7日  
○取りまとめに向けた論点整理
- 第12回 令和4年3月24日  
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方  
○論点2：SNS等における「なりすまし」  
○論点3：インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
- 第13回 令和4年4月14日  
○論点4：個別には違法性を肯定し難い大量の投稿  
○論点5：集団に対するヘイトスピーチ  
○論点6：識別情報の摘示  
○論点7：その他
- 第14回 令和4年5月16日  
○取りまとめ（案）

第15回 令和4年5月24日  
○取りまとめ(案)

## ヘイトスピーチに関する裁判例

本資料は、「令和6年度ヘイトスピーチ対策専門部会」の開催に当たり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に関する判断をした裁判例を紹介するものである。

### 1 東京地裁令和5年6月19日判決（控訴審：東京高裁令和6年2月21日判決）

原告が、インターネット上の短文投稿サイトであるツイッター（現X）上に、被告により原告の人格権を侵害する投稿がされたとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案につき、当該投稿による権利・利益の侵害の有無・内容について判断が示されたもの。

原告は、フォトジャーナリストであり、原告の父は、いわゆる在日コリアン二世である。原告が原告の父に関する記事を執筆してインターネット上に公表したのに対し（以下「本件原告執筆記事」という。）、被告は、「在日特権とかチョン共が日本に何をしてきたとか学んだことあるか？ 嫌韓流、今こそ韓国に謝ろう、反日韓国人撃退マニュアルとか読んでみる チョン共が何をして、なぜ日本人から嫌われてるかがよく分かるわい お前の父親が出自を隠した理由は推測できるわ」という投稿をした（以下「本件投稿」という。）。

原告は、本件投稿による権利・利益の侵害の有無・内容に関し、①本邦外出身者がそのことを理由に差別され、地域社会から排除されない権利の侵害による不法行為と、②本邦外出身者がその出身国等の属性に関して有する民族的アイデンティティの侵害による不法行為が成立すると主張した。

上記①の主張について、裁判所は、「本件投稿は、原告が自身の戸籍を手にしたことをきっかけに、亡くなった原告の父親が韓国籍を有していたことを知ったことや、原告の父親がそのことを隠さざるを得なかったのはなぜかなどといったことが記載された本件原告執筆記事に対して、著名人ではない被告がツイッター上に1件の記事を投稿したというものであり、本件記事のうち、『チョン共』といった差別的な表現を含む部分はそのこと自体相当性を欠くものではあるが、その要旨は『反日韓国人撃退マニュアル』等の書籍を引用しながら、本件原告執筆記事に対して被告個人の見解を示すものであって、広く第三者に対して原告個人への批判や差別的言動を殊更に促すような表現は含まれておらず、本件記事を閲覧した者に対して原告を地域社会から排除することを扇動するような表現であるとまではいえないし、また、実際に原告が地域社会から排除されたと認めるに足る証拠もない。そうすると、原告が主張するような本邦外出身者がそのことを理由に差別され、地域社会から排除されない権利や法律上保護された利益を認める余地があるとしても、本件投稿によって原告のそのような権利ないし利益が侵害されたとはいえない。」と判断した。

また、上記②の主張について、裁判所は、「原告は、『本邦外出身者がその出身国等の属性に関して有する民族的アイデンティティ』という保護されるべき法益があり、これは、本邦外出身者がそれぞれ有する自らの出身国等の属性に関して有する名誉感情を含む概念であるが単なる名誉感情にとどまるものではないと主張する。その主張は、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情（最高裁昭和43年（オ）第1357号同45年12月18日第二小法廷判決・民集24巻13号2151頁参照）の内容を具体的に述べるものであり、要するに、自己の出自に関する人格権としての個人の名誉感情（憲法13条）の侵害を主張するものであって、これと異なる権利侵害を主張しているものとは解されない。」と判示した。

なお、上記②の点について控訴審では、一審原告は、「名誉感情とは自己の人格形成に対する誇りであり、人格形成とは個人の努力によってされるものであるから、名誉感情侵害とは個人の努力によってされた人格形成についての誇りに対する誹謗であり侵害であるのに対し、差別的言動解消法2条所定の差別的言動とは、これによって、本邦外出身者は、個人の努力ではどうすることもできない、生まれながらの属性に基づき攻撃され差別されその尊厳を奪われて、『一般的かつ包括的な人格権』を侵害されるのであって、名誉感情侵害とは性格が異なるから、別個の法益侵害と解すべきである」旨主張した。しかし、裁判所は、「不法行為法における被侵害利益に関する議論として、『一般的かつ包括的な人格権』というだけでは、そこに内包される具体的な内容・他の権利や法的利益との関係における外延ともに不明確であるし、この点を措くとしても、被控訴人（報告者注：一審原告）の上記主張は、名誉感情と差別的言動によって侵害される精神的利益を区別し、両者の相違は、その精神的利益が個人の努力によって生み出されたものであるか否かにあるとするものであるが、そのように解する根拠を見いだすことができず、被控訴人独自の理論といわざるを得ない（例えば、個人の容貌や親の資産状態は個人の努力では動かし難いものというべきであるが、これについての他者による否定的言動は、当該個人の名誉感情を侵害し得るものと解される。）」と判断した。

そして、裁判所は、名誉感情の侵害について、本件投稿は、「亡くなった原告の父親が韓国籍を有していたことを隠さざるを得なかったのはなぜかなどといったことが記載された本件原告執筆記事に対する応答として投稿されたもので、『チョン共が日本に何をしてきたとか学んだことあるか？』、『チョン共が何をして、なぜ日本人から嫌われてるかがよく分かるわい』、『お前の父親が出自を隠した理由は推測できるわ』などの記載を含むものであるから」、「一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準とすれば、「本件記事は、韓国・朝鮮系の人々に対して『チョン共』という差別的な表現を用いた上で、そうした人々が日本人に対して嫌われることをしてきたことを前提として、同じ韓国籍を有する原告の父親もそれを理由に自らの出自を隠したと推測される旨摘示するものといえ、在日コリアン二世である原告の父親のみならず、その子である原告をも韓国にルーツを有することを理由に侮辱する表現を含むものと

いえる。」とした。

その上で、裁判所は、最高裁平成 22 年 4 月 13 日第三小法廷判決（民集 64 卷 3 号 758 頁）を引用して「このような侮辱的な表現行為が社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には原告の名誉感情を侵害するものと解される」とし、「差別的言動解消法の前文において『不当な差別的言動は許されない』とされ、また、人種差別撤廃条約 4 条において『締約国は、〔中略〕差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する』と定められていることなどに照らせば、上記のような差別的な表現を用いて原告を侮辱する本件投稿は、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる」と判断して、損害賠償請求を認容した（双方控訴するも、いずれも控訴棄却）。

## 2 横浜地方裁判所川崎支部令和 5 年 10 月 12 日判決

原告が、被告によりブログやツイッターにおいて原告の人格権を侵害する投稿がされたとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案につき、当該投稿がヘイトスピーチ解消法第 2 条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の該当性や、投稿による原告の権利・利益の侵害の有無・内容について判断が示されたもの。

### (1) 投稿 1

被告は、被告が開設したブログ（以下「本件ブログ」という。）において、「(Bデモ) ●●●、お前何様のつもりだ!!」と題する記事（以下「本件投稿 1」という。）を投稿し、本件投稿 1 において、原告の「外国人（在日コリアン）が住みよい社会になってこそ、日本人も暮らしやすくなる」という発言が掲載された記事を引用した上で、「なにが、『外国人（在日コリアン）が住みよい社会になってこそ、日本人も暮らしやすくなる』だ！日本国は我々日本人のものであり、お前らのものじゃない！『外国人（在日コリアン）が住みよい社会』なんて、まっぴらごめんだし、そんな社会は作らせない。思い上がるのもいい加減にしろ、日本国に仇なす敵国人め。さっさと祖国へ帰れ」などと記載した（「日本国に仇なす敵国人め。さっさと祖国へ帰れ」との記載部分を「本件記述 1」という。）。

裁判所は、次のとおり判示して、本件記述 1 の表現は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるとした。

「本件投稿 1 中の「日本国は我々日本人のものであり、お前らのものじゃない」「外国人（在日コリアン）が住みよい社会」なんて、まっぴらごめんだし、そんな社会は作らせない。」という文言は、被告が、出身地を理由として本邦外出身者を日本国民と区別し、本邦外出身者、特にいわゆる在日コリアンに対する否定的な意見を示すものと解され、このような文言に続いて本件記述 1 がなされていることも踏まえると、本件記述 1 は、原告を含むいわゆる在日コリアンは日本国の敵であると何らの根拠なく断定する悪

意ある表現を用いて、その出身地を理由として、日本国外へ排斥することを煽る表現であり、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動と解するのが相当である」

「原告は、被告には『本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的』がある旨主張しているところ、法務省人権擁護局において取りまとめられたヘイトスピーチ解消法2条の解釈についての参考情報(甲6)によれば、同目的は不当な差別的言動の具体例である「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」すること又は「本邦外出身者を著しく侮蔑」することに係るものであり、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」ことに当たる場合は、同目的について検討するまでもなく、本条の「本法外出身者に対する不当な差別的言動」に含まれると解される。」

「被告は、原告が勤務する●●●は各種の在日外国人の権利拡充を求める活動を行ってきたことで一般に知られており、原告が『●●●職員』との肩書で、国会で参考人質疑を受けている(乙4)ことも広く知られていたとして、原告の発言は外国人の権利拡充を図るべきとの考えと受け止めた上で、そうした考えは日本国民の権利を侵害し、日本を害するものであるから到底認められるものではなく、外国人が制約のない権利を求めるのであれば、自国において行うべきであるとの自らの心情を表すものとして本件記述1の表現を行った旨主張する。

しかし、被告が原告の発言をどのように受け止め、それによりいかなる心情を抱いたとしても、本件記述1の記載内容及び表現方法からすると、原告の発言への反論ではなく、出身地を理由として本邦外出身者を日本国民と区別した上で原告を含む外国人を敵であると決めつけ、日本国外へ排斥しようとする差別的言動であることは明らかであって、被告の上記主張を採用することはできない。」

そして、裁判所は、本件投稿1によって侵害された利益について、次のとおり判示して、不法行為の成立を認めた。

「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものである(最高裁判所第三小法廷平成7年2月28日判決民集49巻2号639頁)。

したがって、憲法13条に由来する人格権、すなわち、本邦外出身者であることを理由として地域社会から排除され、また出身国等の属性に関する名誉感情等個人の尊厳を害されることなく、住居において平穩に生活する権利は、本邦外出身者について、日本国民と同様に享受されるべきものである。

そうすると、本件記述1の記載は、本邦外出身者である原告について、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動であるから、住居において平穩に生活する権利等の人格権に対する違法な侵害行為に当たり、

本件投稿1の投稿は不法行為を構成する。」

(2) 投稿2

本件投稿2は、ブログやツイッターにおける、「差別の当たり屋」「被害者ビジネス」「『差別の被害者』に『能動的』になろうとしている」「被害者ヅラして差別の当たり屋をやってるな」などという記述（本件記述2ないし17）を含む10個の投稿である。

まず、裁判所は、「『差別の当たり屋』や『被害者ビジネス』という文言が必ずしも一義的なものとまでは認められないことを考慮すると、原告が主張するように、原告が実際には差別されていないのに差別される被害を故意に発生させて金銭を取得しているとの事実を摘示し、原告が嘘つきで利己的な人間であるとの印象を与える事実の摘示又は意見ないし論評であると直ちに解することはできない。そこで、本件記述2ないし17の意味内容については、『差別の当たり屋』や『被害者ビジネス』という文言が用いられた文脈等も考慮した上で、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容をそれぞれ解釈すべきである。』とした上で、結論として、これらの記述による原告の社会的評価の低下を否定した。

他方、裁判所は、次のとおり判示して、本件記述2ないし17は、原告の名誉感情を違法に侵害するものと判断し、本件投稿2に係る損害賠償請求を認めた。

「本件記述2ないし17に含まれる『差別の当たり屋』及び『被害者ビジネス』という表現は原告を中傷するために用いられた表現であること、約4年間という長期にわたって執拗に中傷が繰り返されていたこと（認定事実（5））などを踏まえると、これらの各記述が原告の社会的信用を低下させないとしても、原告の人格を強く非難し、原告の名誉感情を著しく害するものであると認められるから、社会通念上許容される限度を超える侮辱行為というべきである。」

以上

議題 国によるヘイトスピーチの解消に向けた取組等について

警察庁では、平成28年に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律を踏まえ、引き続き、右派系市民グループの活動における違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するとともに、警察職員に対する必要な教育を推進している。



# 「特定電気通信による情報の流通によって発生する 権利侵害等への対処に関する法律」 (情報流通プラットフォーム対処法) の概要

---

令和 6 年 1 1 月  
総 務 省

## インターネット上で、自分に関する誹謗中傷等を 他人から書き込まれた場合

発信者



事業者  
(SNS事業者等)



被害者



そもそも、誹謗中傷等を自ら書き込まないために

誹謗中傷等の投稿を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

どうしたらよいか分からない

1 ユーザのICTリテラシー向上

2 事業者へ投稿の削除を申請

3 発信者情報開示請求

4 相談窓口への相談

### 総務省の取組

- 誹謗中傷等の発信をさせないため、ICTリテラシーを高める活動として、
  - ・教材冊子の作成公表、
  - ・出前講座
  - ・専用特設サイトの拡充等を継続的に実施。

### 総務省の取組

- プロバイダ責任制限法による、削除に関する責任制限制度の運用。
- 事業者の取組のモニタリング。



**削除について、一層の制度的対応が求められていた。**

### 総務省の取組

- プロバイダ責任制限法による、発信者情報開示請求制度を継続的に運用。
- 令和3年に法律改正等により、対策を強化（新たな裁判手続の創設）。

### 総務省の取組

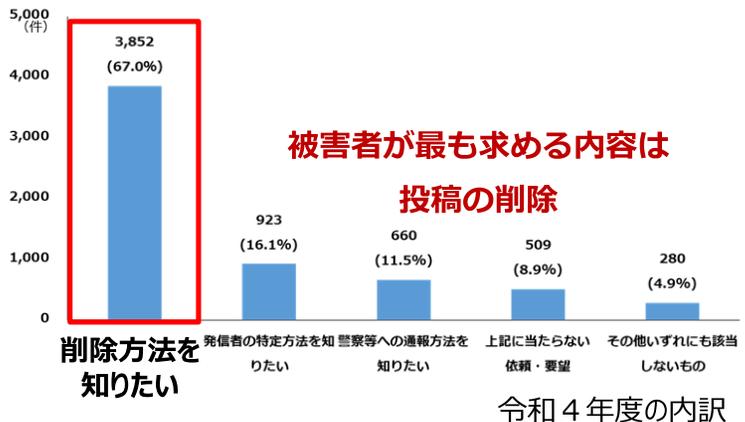
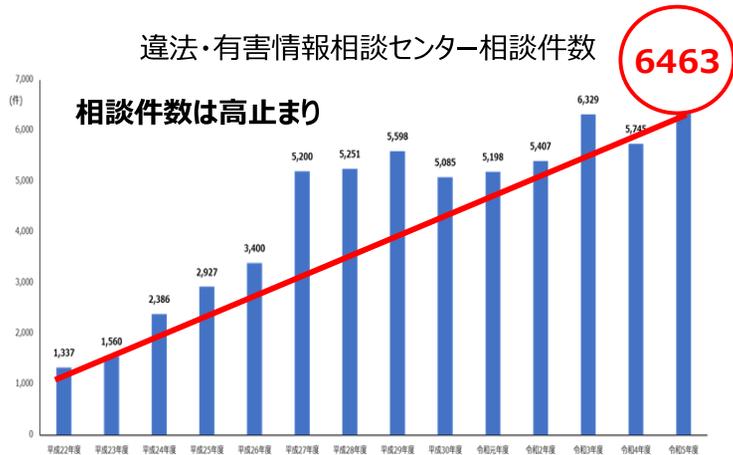
- 対応方法を案内できるよう、総務省等が運営する相談窓口（違法・有害情報相談センター）等における体制や相互連携について、継続的に強化。

【注】 このほか、法務省では刑法を改正し、侮辱罪の法定刑を引上げ(2022年7月施行)

# 「投稿の削除」を巡る課題

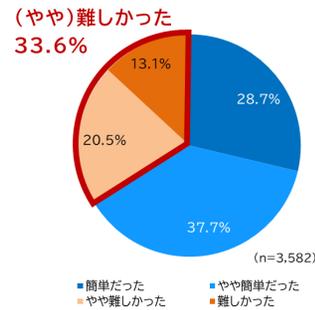
- ・ 誹謗中傷をはじめとするインターネット上の違法・有害情報の流通は依然深刻な状況。被害者からの相談の3分の2は、「投稿の削除」に関する相談が占める。
- ・ 「投稿の削除」は、主に事業者の利用規約に基づいて行われているものの、課題が多く、必ずしも適切に機能していなかった。
- ・ **総務省の有識者会議において、「削除等の適正化に向け、法制上の手当てを含め、大規模プラットフォーム事業者に対して対応の迅速化・透明化を求めることが適当」ととりまとめ（令和6年2月2日(金)に公表）。**

## ＜相談件数の推移＞



## ＜事業者の利用規約に基づく削除の課題＞

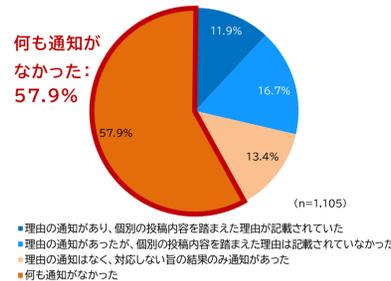
### ① 窓口が分かりづらい



### ② 1週間より長く放置されるのは許容できない



### ③ 通知がされていない



### ④ 指針の内容が抽象的

- ・ ポリシーにおいて、大きな方向性として嫌がらせとか差別といったものは許されないという観点での言及がされていっても、**具体的な書きぶりは各社において差異がある。**
- ・ 例えば、名誉毀損を意図したコンテンツとか悪意あるコンテンツは許容されないと定めつつも、**具体的にどういったものがそれに当たるのかという判断を例示しているものはほぼない。**

(①②③は総務省実施 アンケート調査)

有識者会議における構成員の発言

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し**、**①対応の迅速化**、**②運用状況の透明化**に係る措置を義務づける法改正を実施済み（令和6年5月）。

## 改正内容

**大規模プラットフォーム事業者**<sup>※1</sup>に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない**一定規模以上等の者**。

### ① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

### ② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、**法律**<sup>※2</sup>の題名を「**特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律**」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

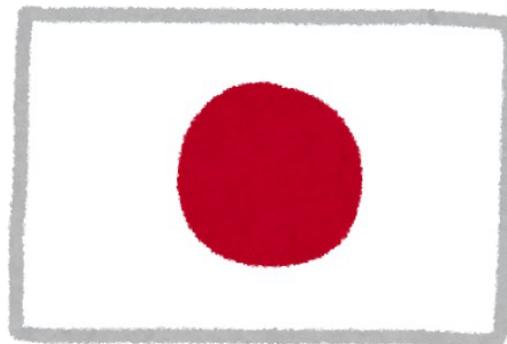
## 施行期日

公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日



## 米 国

- 連邦法レベルでは、プラットフォーム事業者に対して対応の迅速化及び運用状況の透明化を求める公法上の義務を課していない。  
なお、著作権侵害については、デジタルミレニアム著作権法において、迅速な削除を促進する仕組みが設けられている。
- 州法レベルでは、プラットフォーム事業者に対して
  - ・ 削除基準の策定・公表義務
  - ・ 運用状況の公表義務
 を課している州も存在する。



## 日 本

- 情報流通プラットフォーム対処法に基づき、プラットフォーム事業者に対して
  - ・ 削除申出への通知義務
  - ・ 削除基準の策定・公表義務
  - ・ 運用状況の公表義務
 等の規律を課すこととしている。
- 加えて、削除申出への通知義務について、原則として一定期間内での対応を求める。



## E U

- デジタルサービス法に基づき、プラットフォーム事業者に対して
  - ・ 削除申出への通知義務  
(「遅滞なく」)
  - ・ 削除基準の策定・公表義務
  - ・ 運用状況の公表義務
 等の規律を課している。
- 加えて、
  - ・ 行政当局への応答義務
  - ・ システミックリスクの評価・低減義務
  - ・ 第三者機関の設置
 等も規定している。

## International Day for Countering Hate Speech, 18 June (<https://www.un.org/en/observances/countering-hate-speech>)

### Secretary-General's message for 2024

Hate speech is a marker of discrimination, abuse, violence, conflict, and even crimes against humanity. We have seen this play out from Nazi Germany to Rwanda, Bosnia and beyond. There is no acceptable level of hate speech; we must all work to eradicate it completely.

Hate speech today targets a broad range of groups, often based on grounds of race, ethnicity, religion, belief, or political affiliation. Recent months have seen an upsurge in both antisemitic and anti-Muslim hate speech online and in public comments by influential leaders. Hate speech may be used against women, refugees, migrants, gender-diverse and trans people, and minorities. It is massively amplified by the power of digital platforms and tools that enable it to spread across borders and cultures.

States have an obligation under international law to prevent and combat incitement to hatred and to promote diversity, mutual understanding and solidarity. They must step up and implement these commitments, while ensuring that the measures they take preserve freedom of speech and protect minorities and other communities.

The United Nations Strategy and Plan of Action on Hate Speech provides a framework to tackle both the causes and impacts of this scourge. And the United Nations is currently preparing Global Principles for Information Integrity to guide decision-makers around these issues.

As young people are often most affected by hate speech, particularly online, young people must be part of the solution. The participation of young people, particularly girls and young women, indigenous youth, young people from minority communities, LGBTIQ youth, and young people with disabilities, is crucial to create public and online spaces free from hate speech.

Governments, local authorities, religious, corporate and community leaders have a duty to invest in measures to promote tolerance, diversity and inclusivity, and to challenge hate speech in all its forms.

As we mark the International Day for Countering Hate Speech, let us all work to promote human rights education, bring young people into democratic decision-making, and counter intolerance, discrimination, prejudice and stereotypes, wherever they are found.



☒ As young people are often most affected by hate speech, particularly online, young people must be part of the solution.

— António Guterres

(<https://www.addtoany.com/share?url=file%3A%2F%2F%3A%2FUsers%2FA28467%2FDownlo>  
(#facebook) (#x)

(#email)

(#whatsapp)



# ヘイトスピーチ解消に向けた文部科学省の取組

## 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律」（平成28年法律第68号）

同法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等（第6条関係）について規定。  
（教育の充実等）

第6条 **国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施**するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、**国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施**するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

## 具体的な取組内容

### （1）人権教育の推進

#### ア 「学校における外国人の人権尊重に関する実践事例」のとりまとめ

同法が施行されたことを踏まえ、学校における人権教育の一層の推進に資するため、学校におけるヘイトスピーチの解消に向けた教育活動に関する実践事例を各都道府県教育委員会の協力の下に収集し、文部科学省HPに公表。

#### イ 「人権教育開発事業」の実施

外国人を含む個別的な人権課題について、人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行い、地域や学校における取組を推進。外国人の人権については令和3年度から重点課題として優先的に採択を行うなどして、モデルとなる実践事例の充実に引き続き努める。

### （2）各種会議や研修の場等における行政説明等による周知

- ・都道府県、指定都市教育委員会の人権教育担当者等を対象とした「人権教育担当指導主事連絡協議会」
- ・各地域・学校において人権教育の指導的な役割を果たす教員等の養成を図る「人権教育推進研修」
- ・社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成講習

等、都道府県教育委員会の担当者や教員等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じてヘイトスピーチ解消法の趣旨や不当な差別的言動を解消するための教育活動等について説明。